# 石川県スポーツ推進計画 2021

令和3年3月

#### はじめに

スポーツは、健康の保持増進や子どもの健全な育成、地域社会の活性化、 産業の振興など、あらゆる面で私たちの生活に欠かせないものです。

本県では、平成 15 年に策定した「石川のスポーツビジョン」、平成 23 年からは、「石川の教育振興基本計画」のスポーツ分野に関する基本目標を本県スポーツの推進に関する基本計画として、県民の誰もが生涯にわたり気軽にス



ポーツに親しむことができる環境の整備や、国際大会等で活躍できる選手の育成といった競技力の向上などに取り組み、着実に成果を上げてまいりました。

一方、スポーツが広く浸透する中で、スポーツを行う目的が多様化するとともに、スポーツに よる国際交流の活発化、科学技術の発展など、スポーツを巡る環境は大きく変化してきました。

こうした状況を踏まえ、国では、平成23年に「スポーツ基本法」が施行され、また、平成27年には、スポーツ施策を総合的に推進するための司令塔として「スポーツ庁」が創設されるなど、スポーツを推進する体制の整備が進められ、本県でも、平成29年にスポーツの更なる高みと裾野の拡大を目指し、スポーツ行政を教育委員会から知事部局に移管するとともに、「石川県スポーツ推進条例」を制定し、本県スポーツの振興を図るための体制を強化したところです。

そして、今般、スポーツを巡る環境の変化に的確に対応しつつ、本県のスポーツ施策を、より一層、総合的かつ計画的に推進するため、「第2期石川の教育振興基本計画」の改定にあわせて、スポーツ分野単独の「石川県スポーツ推進計画 2021」を策定いたしました。

本計画では、「生涯にわたるスポーツ活動の振興」「競技スポーツの振興」「スポーツを通じた地域活性化」を基本施策に掲げ、スマートフォンアプリ「いしかわスポーツマイレージ」を活用した運動習慣づくりの促進や県内トップスポーツチームと協働した地域活性化の推進など、スポーツの持つ多面的な力を活用した取組を積極的に展開していくこととしております。

折しも、新型コロナウイルス感染症の影響でそれぞれ1年延期となりましたが、今後、東京 2020 オリンピック・パラリンピックやワールドマスターズゲームズ 2021 関西が開催される予定 となっており、県民のスポーツに対する関心が一層高まっています。

この好機を最大限に活かし、国や市町をはじめ、競技団体や学校、企業等の全ての関係者と連携を密にしながら、本計画を拠り所に、本県のスポーツの更なる発展に向けて積極的に取り組んでまいりますので、県民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、多くの貴重なご意見やご提案をいただいた、「石川県スポーツ 推進審議会」の委員の皆様をはじめとする関係各位に対して、厚く御礼申し上げます。

令和3年3月

# 目次

第1章	計画の策定にあたって
	1. 計画策定の趣旨
	2. 計画の位置づけ
	3. 計画の期間
第2章	計画策定の背景
	1. スポーツの意義
	2. 社会情勢の変化
	3. これまでの取組の評価
第3章	スポーツ推進の具体的方策
	1. 基本施策 I 生涯にわたるスポーツ活動の振興 1
	2. 基本施策 II 競技スポーツの振興 19
	3. 基本施策Ⅲ スポーツを通じた地域活性化 22
第4章	計画の推進のために
	1. 計画の推進体制 24
	2. 進捗管理 24
	3. 策定の経緯
資料編	
	・ 令和2年スポーツの実施状況等に関する県民意識調査結果 20
	・ 石川県スポーツ推進条例 6
	<ul><li>スポーツ基本法 6!</li></ul>
	<ul><li>第2期スポーツ基本計画の概要</li></ul>

## 第1章 計画の策定にあたって

#### 1. 計画策定の趣旨

国は、「スポーツ振興法」(昭和 36 (1961) 年制定) に基づき、平成 12 (2000) 年 9 月に「スポーツ 振興基本計画」を策定しました。

本県においても、この「スポーツ振興基本計画」を参酌しながら、平成 15 (2003) 年 3 月に石川県スポーツ振興基本計画「石川のスポーツビジョン」を策定し、平成 23 (2011) 年 1 月からは「石川の教育振興基本計画」のスポーツ分野に関する基本目標をスポーツ振興法に基づく計画として位置づけ、スポーツ振興を図ってきました。

その後、国では、平成 22 (2010) 年に「スポーツ立国戦略」を策定、平成 23 (2011) 年 8 月には、スポーツ振興法を全部改正し、スポーツ立国の実現を目指すことを明言した「スポーツ基本法」を施行し、同法に基づき平成 24 (2012) 年 3 月に「スポーツ基本計画」を策定しました。

また、平成 27 (2015) 年 10 月には、スポーツ基本法に掲げられた理念の実現に向け、それまで各省 庁にまたがっていたスポーツ施策を総合的に推進するための司令塔として、スポーツ庁を創設し、平成 29 (2017) 年 3 月には、スポーツ立国の実現に向けた指針となる「第 2 期スポーツ基本計画」を策定するなど、スポーツ施策の総合的な推進を図っています。

これまでの国の動きを踏まえ、本県では、平成 29 (2017) 年 4 月、学校体育を除くスポーツ行政を 知事部局に移管し、県民文化局を県民文化スポーツ部に改組するとともに、県民文化スポーツ部内にスポーツ振興課を新設し、スポーツの分野でさらなる高みを目指すとともに、裾野の拡大を図るための体制を強化しました。さらに同年 6 月には、県民の心身の健全な発達及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的に、「石川県スポーツ推進条例」を制定しました。

令和元(2019)年にはラグビーワールドカップ 2019 が日本で開催され、新型コロナウイルス感染症の影響でそれぞれ1年延期とはなりましたが、今後も、東京 2020 オリンピック・パラリンピックが令和3(2021)年に、ワールドマスターズゲームズ 2021 関西が令和4(2022)年に開催される予定となっています。こうした世界的なスポーツイベントが相次いで開催されることにより、県民のスポーツに対する関心が一層高まっています。

これらのスポーツに対する関心の高まりや、科学技術の発展、少子高齢化の進展などの環境の変化に的確に対応し、本県スポーツのさらなる振興や、スポーツを通じた県民の健康増進、スポーツを核とした地域活性化を図っていくため、地域住民とともに国や市町、競技団体、学校、企業とも連携しながら、本県のスポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「石川県スポーツ推進計画」を策定します。

#### 【国の動向】

昭和36(1961)年6月 スポーツ振興法を制定

平成 12 (2000) 年 9 月 スポーツ振興基本計画を策定

平成 22 (2010) 年 8 月 スポーツ立国戦略を策定

平成23(2011)年8月 スポーツ基本法を施行(スポーツ振興法を全面改定)

平成 24 (2012) 年 3 月 スポーツ基本計画を策定

平成 27 (2015) 年 10 月 スポーツ庁を設立

平成 29 (2017) 年 3 月 第 2 期スポーツ基本計画を策定

#### 【県の動向】

平成15(2003)年3月 石川県スポーツ振興基本計画を策定

平成23(2011)年1月 石川の教育振興基本計画を策定

平成28(2016)年3月 第2期石川の教育振興基本計画を策定

平成29(2017)年4月 スポーツ行政事務(学校体育に関することを除く)を知事部局へ移管

(県民文化局を県民文化スポーツ部へ改組し、県民文化スポーツ部内にスポーツ振興課を新設)

平成 29 (2017) 年 6 月 石川県スポーツ推進条例を制定

令和3 (2021) 年3月 石川県スポーツ推進計画を策定予定

令和3(2021)年3月 第3期石川の教育振興基本計画を策定予定

#### 2. 計画の位置づけ

本計画は、スポーツ基本法第 10 条第 1 項の規定に基づく「地方スポーツ推進計画」であるとともに、石川県スポーツ推進条例第 7 条の規定に基づく本県のスポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

また、本県の総合的な計画である「石川県長期構想」に掲げる重点戦略9【未来を拓く心豊かな人づくり】を推進するための個別事業計画でもあります。

#### 【スポーツ基本法】(平成 23 年法律第 78 号)

(地方スポーツ推進計画)

第10条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(以下「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長)は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画(以下「地方スポーツ推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするとき は、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

#### 【石川県スポーツ推進条例】(平成29年7月4日条例第31号)

#### (推進計画)

第7条 知事は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツ基本法 (平成23年法律第78号。以下「法」という。)第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画 (以下この条において「推進計画」という。)を策定するものとする。

- 2 推進計画は、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項を定めるものとする。
- 3 知事は、推進計画を策定しようとするときは、県民の意見が適切に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前二項の規定は、推進計画の変更について準用する。
- 6 知事は、推進計画の実施状況を議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

#### 3. 計画の期間

令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年計画とします。

## 第2章 計画策定の背景

#### 1. スポーツの意義

スポーツは、体を動かすという人間の本源的な欲求にこたえるとともに、爽快感、達成感、他者との連帯感等の精神的充足や楽しさ、喜びをもたらすことに加え、生活習慣病の予防につながり、心身の健康の保持増進に重要な役割を果たすことから、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠なものです。

また、次代を担う青少年の体力の向上の他、他者と協同するこころや規律を尊重する精神など健全育成にも大きく寄与します。

さらには、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、地域社会の再生・活性化のツールとして非常に重要な意義を持ちます。

スポーツの意義は自ら行う場合だけでなく、見る者に対しても素晴らしい効果をもたらします。 日々の練習で努力を重ね研鑽を積む選手の姿に胸を打たれ、全国大会や国際大会等の大きな舞台で活 躍する選手の姿は、応援する私たちに誇りと喜び、夢や感動を与えます。

#### 2. 社会情勢の変化

#### 【科学技術の発展】

近年、最先端の科学技術が飛躍的に発展し、かつてないスケールで、社会に影響をもたらし得る状況となっています。

スポーツ界においても、競技の現場では情報通信技術(ICT)や人工知能(AI)を活用したデータの収集と分析が、選手個々人に最適な指導や自他の戦術分析などに活用されはじめています。また、医科学分野では、競技力向上、選手強化に関する研究のみならず、スポーツ医学、運動生理学、心理学などの様々な研究領域からのアプローチにより、これまで以上に選手のパフォーマンスの質を向上させています。さらには、情報通信技術(ICT)の発展により超高精細映像をリアルタイムで通信することが可能となり、これまで体験できなかった臨場感のある競技中継を全世界に配信することができるなど、次世代型のスポーツ観戦のあり方も提示されてきています。

#### 【少子高齢化の進展】

我が国は少子高齢化の影響により人口減少社会に突入しています。その影響は、産業・雇用の衰退、医療等の生活関連サービスの縮小、地域コミュニティの機能低下など生活の様々な面に及び、非常に憂慮すべき課題となっています。

本県では、出生数が 1970 年代半ばから急速に減少する一方で、死亡数は 1980 年代半ばから増加傾向にあり、平成 17 (2005) 年の国勢調査で初めて人口減少に転じました。平成 27 (2015) 年国勢調査では、本県人口は 115.4 万人となっており、この 27.5%にあたる 31.7 万人が 65 歳以上となっています。

さらに国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和 22 (2040) 年に本県人口は 97.4 万人になるとされています。

少子化社会においては、子どもは共に遊ぶ仲間が減少し、日常的にスポーツに親しむ環境が少なくなるほか、運動部活動においては、従前と同様の運営体制では維持は難しくなってきており、学校や地域によっては存続の危機にあります。また、高齢化社会においては、運動不足に起因する生活習慣病等の疾病リスクが喫緊の課題となるため、高齢者の健康増進に対する取組が非常に重要になります。

#### 【地域社会の変容】

人口減少や世帯規模の縮小などにより地域社会における人と人の関係が希薄になり、住民組織の担い手が不足するなど、地域コミュニティが持つ機能の低下が危惧されています。

このような状況の下、スポーツという共通の価値を通じて地域コミュニティを再興し、次代を担う 青少年が、他者との協同や公正さ、規律を学びながら健全に育つとともに、人々が健康に長寿を享受 できる社会の実現に向け、スポーツの持つ力に大きな期待がかかっています。

#### 【グローバル化】

ヒト・モノ・カネが国境を越えて行き来するグローバル化の流れは、経済・政治・文化など様々な 分野にわたり加速しています。そして、異なる国籍・文化、価値観を有する人々同士の接触に際して は、スポーツという共通言語を通じた相互理解が非常に重要な役割を果たしています。

#### 【東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催に伴うスポーツへの関心の高まり】

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の国内開催により、県民のスポーツに対する関心が高まっており、スポーツの競技力向上はもとより、年齢や性別、障害の有無を問わず、より多くの人々がスポーツの楽しさや感動を分かち合うことができる絶好の機会となっています。

さらに、大会終了後には、オリンピック・パラリンピックの開催を契機に培ってきた有形無形のオリンピック・パラリンピックレガシーを、地域に根差すスポーツの推進に活用していくことが重要です。

#### 【新型コロナウイルス感染症の影響】

令和 2 (2020) 年には、新型コロナウイルス感染症が世界中で大流行し、国内においても感染拡大を防止するため、国は同年 4 月に緊急事態宣言を発出しました。これにより全国で不要不急の外出の自粛や施設の利用制限等の動きが広がり、その後、感染状況の変化に応じて一定程度の緩和が行われたものの、多くの大会・イベントが中止になるなど、スポーツ界は甚大な影響を受けることとなりました。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会についても、令和 3 (2021) 年夏に 1 年延期されることとなり、県内でも実施される予定であった聖火リレーも合わせて延期となりました。プロスポーツの公式戦は、国が有効な感染防止策を示しつつ催物の開催制限を緩和していく中で、開催自粛から順次、無観客試合、そして人数制限下での有観客試合へ移行し、会場ではソーシャルディスタンスの確保等の感染症対策が徹底して講じられました。アマチュアスポーツでは全国高校総体や全国高校

野球選手権大会等が中止となり、本県内においては代替大会が開催されました。国民体育大会についても令和2年の鹿児島大会は開催されず、令和5年に延期されることとなりました。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、外出を控える方が増加したことから、運動不 足やストレスにより心身に悪影響をきたす健康二次被害への懸念も増大しています。

#### 3. これまでの取組の評価

平成28 (2016) 年3月に県教育委員会において策定した「第2期石川の教育振興基本計画」では、「ライフステージに応じたスポーツ活動を充実します」という基本目標を掲げ、平成28 (2016) 年度から令和2 (2020) 年度までの5年間を計画期間として、本県スポーツの推進に向けた様々な取組を展開してきました。

同計画では、そうした取組による本県スポーツ推進の進捗状況を把握するため、後述の5つの指標 及びその数値目標を設定しており、各指標の状況をしっかりと把握したうえで、本計画の新たな指標 の設定や今後の具体的な取組につなげていきます。

#### (1)総合型地域スポーツクラブ(以下、総合型クラブと言う。)を設置している県内市町数

住民自身が地域のスポーツを「する」「ささえる」活動を推進していく総合型クラブは、部活動の地域 移行の受け皿としての役割を期待されるなど、その重要性が高まっています。

本県では、総合型クラブを県内の全ての市町に設置することを目指し、「クラブマネージャー兼日本スポーツ協会公認アシスタントマネジャー養成講習会」、「クラブマネージャースキルアップ講習会」などの総合型クラブスタッフの養成や資質向上のための講習会を開催してきました。また、総合型クラブと市町の担当者による「石川県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会」の定期的な開催や、平成29(2018)年度に新たに設置したクラブアドバイザーが、県内すべての総合型クラブと市町を訪問して、地域スポーツの状況の把握や、クラブ運営のアドバイスを行うなど、総合型クラブのない市町に対する働きかけも行ってきました。

しかしながら、依然として7市町に総合型クラブが設置されておらず、県としては引き続き、全ての 市町に総合型クラブが設置されるよう、働きかけを行っていく必要があります。

指標	策定時 (H27)	目標値 (R 2)	現状値 (R 2)	達成率
総合型地域スポーツクラブを設置している県内市町数	13市町	19市町	12市町	63.2%

#### (2)公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者数

本県では、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格を取得できる「石川県地域スポーツ指導者養成講習会」を毎年開催し、スポーツの指導やスポーツ組織の運営など、地域スポーツの担い手として活動するために必要な知識を持った指導者の養成に取り組んできました。

また、公益財団法人石川県体育協会や各競技団体においても、各種の日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格を持つ人材の育成に取り組んでいます。

この公認スポーツ指導者資格を持つ指導者の数は、平成 27 (2015) 年度から令和元 (2019) 年度にかけて徐々に増加はしているものの、第 1 期石川の教育振興基本計画の計画期間と比較するとその伸び率は減少しています。

しかしながら、新たに指導者を目指す人だけでなく、指導者資格を一度取得した人にとっても、最新の知見を取り入れたり、自分の指導を見直したりするために講習会を受講することは有効であり、県としても引き続き、講習会の開催を通じて地域のスポーツ人材の育成に取り組んでいく必要があります。

指標	策定時 (H27)	目標値 (R 2)	現状値 (R 2)	達成率
(公財)日本スポーツ協会公認スポーツ指導者数	2,437人	3,000人	2,756人	91.9%

#### (3)「いしかわスポーツ・レクリエーション交流大会」参加者数(累計)

本県では、県民がそれぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、気軽にスポーツに親しむことができる機会を充実させるため、「いしかわスポーツ・レクリエーション交流大会」を開催しています。さらに、平成23(2011)年と平成27(2015)年に本県で開催された日本スポーツマスターズによる、県内生涯スポーツの気運の盛り上がりを持続させるため、平成28(2016)年には、新たに総合開会式を開催するなどのリニューアルを行い、以後、毎年2万人を超える県民の皆さんが参加しています。

令和元(2019)年度の第28回大会では、45の競技団体に加えて、14の総合型クラブ、6つの市町が参加するなど、本県における生涯スポーツの一大イベントとして定着しており、引き続き同大会の開催を通じた生涯スポーツの盛り上げを図っていきます。

指標	策定時 (H27)	目標値 (R2)	現状値 (R 1)	達成率
「いしかわスポーツ・レクリエーション交流大会」参加者数(累計)	325,570人	400,000人	419,820人	105.0%

#### (4)公益財団法人日本障がい者スポーツ協会公認初級障がい者スポーツ指導員養成講習会修了者数

本県では、障害者スポーツの普及促進を図るため、障害のある方々に対するスポーツ指導の方法を 学ぶ講習会を開催しており、修了者数は順調に増えてきています。

しかしながら、スポーツ庁の調査によると、障害者のスポーツ実施率は、健常者に比べて低い状況 であることから、引き続き指導者の養成に取り組んでいく必要があります。

指標	策定時 (H27)	目標値 (R2)	現状値 (R 2)	達成率
(公財)日本障がい者スポーツ協会公認初級障がい者 スポーツ指導員養成講習会修了者数	489人	590人	624人	105.8%

#### (5)「スポナビいしかわ」(県スポーツ情報ネットワーク)への参加団体の割合

県民のスポーツ活動を充実させるために、ホームページ(県スポーツ情報ネットワーク「スポナビ いしかわ」)を運用しており、スポーツ大会やイベント、施設、指導者など、本県スポーツに係る幅広 い情報を提供しています。

このホームページは、県内の小学校で広く取り組まれる、「スポチャレいしかわ(県教育委員会保健体育課事業)」の情報発信の場としても活用されており、数値目標は未達成となっているものの、年間30万件を超えるアクセスがあることから、県内のスポーツ関係団体による活用をさらに図っていく必要があります。

このため、令和 2 (2020) 年度には、システムのリニューアルを行い、利用者・管理者双方にとって利用しやすくなるよう改修を加えたところであり、今後も、本ホームページを通じた積極的な情報発信への働きかけを行っていく必要があります。

指標	策定時 (H27)	目標値 (R 2)	現状値 (R 1 )	達成率
「スポナビいしかわ」(県スポーツ情報ネットワーク)への参加団体の割合	59.1%	75%	70.0%	93.3%

## 第3章 スポーツ推進の具体的方策

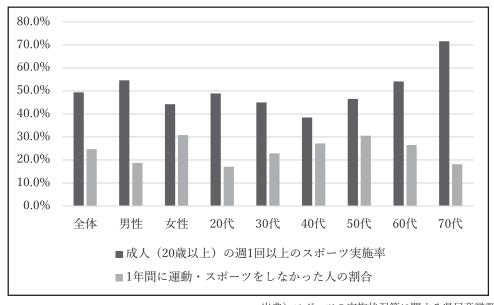
## 基本施策 I 生涯にわたるスポーツ活動の振興

1. 若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進

#### 【現状と課題】

・ 国では、第2期スポーツ基本計画において、「ライフステージに応じたスポーツ活動の推進とその環境整備」を行い、その結果として成人の週1回以上のスポーツ実施率が65%程度となることを目指すという数値目標を掲げています。

令和 2(2020)年度に本県が実施した「スポーツの実施状況等に関する県民意識調査」の結果によると、本県の成人の週 1 回以上のスポーツ実施率は 49.4%と、スポーツ庁による「令和 2 年度スポーツの実施状況等に関する世論調査」における全国の数値と比較して、10 ポイント程度低くなっています。この実施率は、60 代以上の世代よりも  $20\sim50$  代の働く世代が低くなっており、また、男性よりも女性の方が低くなっています。



出典)スポーツの実施状況等に関する県民意識調査 (R2.10,石川県)

本県では、県民の生涯にわたるスポーツ活動の振興を図るため、県民の誰もがそれぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、「いつでも」「どこでも」「いつまでも」スポーツに親しむことができる環境を整備するため、毎月7日を「健康の日」として、県スポーツ施設の一般開放を行っているほか、総合型クラブの育成支援や、「いしかわスポーツ・レクリエーション交流大会」の開催などに取り組んできました。

また、平成31(2019)年3月から、スマートフォンアプリを活用して、全国で初めてスポーツを「する」「みる」「ささえる」3つの活動をポイント化し、県産品等の景品をもらえる「いしかわスポーツマイレージ事業」を展開しています。

・ 東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催や、健康志向の高まりなどから、県民のスポーツへの関心が高まっており、この好機を捉えて県民参加のスポーツイベントの充実を図ることなどにより、高まったスポーツへの関心を維持拡大し、スポーツを「する」人に加え、「みる」「ささえる」人を含めた「スポーツ参画人口」の拡大に取り組んでいくことが必要です。

#### 【主な取組】

- ・ 東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催等を契機に、県民のスポーツに対する関心をさらに 高めるために「いしかわ県民スポーツの日(毎年4月の第4日曜日)」を制定し、一年を通じてスポー ツに親しむキックオフの日と位置づけ、県民参加型の各種イベントを通して、県民のスポーツ活動の 促進に努めます。
- ・ 広く県民がスポーツやレクリエーション活動を楽しむ「いしかわスポーツ・レクリエーション交流 大会」の開催を通して、子どもから高齢者までの幅広い年齢層が参加できるスポーツ大会や体験教室 等の充実を図ります。
- ・ 年代別にみてスポーツ実施率の低い 20~50 代の働く世代において、運動習慣づくりを促進するため、「いしかわスポーツマイレージ」を各種イベントの機会を捉えて PR するなど、さらなる活用を図ります。
- ・ 高齢者が地域や世代を超えて交流を深めることができるスポーツ・文化の交流大会「ゆーりんピック」の開催や、全国健康福祉祭「ねんりんピック」への選手派遣を行い、高齢者の積極的な健康づくりと生きがいづくりの高揚を図ります。
- 2. 子どものスポーツをする機会の充実

#### 【現状と課題】

・ 幼児期は、生涯にわたって必要な多くの運動の基となる多様な動きを幅広く獲得する非常に大切な時期であり、幼児一人ひとりの発達段階に応じて、遊びを通じて多様な動きを十分経験させることが重要です。また、スポーツ庁の実施した「平成28年度体力・運動能力調査」によると、小学校入学前の外遊びの実施頻度が高いほど、運動・スポーツ実施率が高くなる傾向があり、幼稚園・保育園の保育者のみならず、保護者に対しても外遊びの重要性を啓発していく必要があります。

スポーツ少年団は、スポーツの歓びを子どもに伝えるために、約半世紀にわたり地域の中で活動を 続けてきており、スポーツを通じた青少年の健全育成に大きく寄与してきました。しかし、近年は少 子化の影響などにより、団数・団員数ともに減少傾向にあります。

	H26	H27	H28	H29	H30	R1
団数(団)	362	333	332	333	327	324
団員数(人)	7,732	7,121	7,057	7,052	6,875	6,539
うち男子	5,898	5,320	5,221	5,133	4,951	4,674
うち女子	1,834	1,801	1,836	1,919	1,924	1,865

出典) 公益財団法人石川県体育協会より

・ 本県の児童生徒の体力は、小学生の運動習慣づくりを目的として実施した「スポチャレいしかわ」や、公立小・中・高等学校における「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(体力・運動能力調査)の結果を踏まえた「体力アップ1校1プラン」などの取組により、上昇傾向にあり、体力・運動能力調査においても、全国上位に位置しています。

しかしながら、積極的に運動やスポーツに取り組む子どもとそうでない子どもに二極化する傾向があるなど、学校体育の充実や、運動部活動などの活性化はもとより、さらなる運動機会の確保が求められています。

#### 【主な取組】

- ・ 文部科学省が策定した「幼児期運動指針」やこれに基づく指導参考資料を、県内のスポーツ指導者 や幼稚園や保育園の保育者、保護者等に普及啓発し、活用を図ることで幼児期からの運動習慣づくり を推進します。
- ・ 県体育協会と連携して、総合型クラブやスポーツ少年団の指導者等に対して「幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム」の普及を図り、幼児期の発達段階に応じた多様な動きを獲得できるような指導をできるスポーツ指導者を育成していきます。
- ・ スポーツ少年団活動の活性化のため、県体育協会による団員数拡大や指導者の育成・資質向上の取組を支援します。
- ・ 各学校において、体力・運動能力調査等の結果を踏まえ、児童生徒の実態や学校の実情に即した取組(体力アップ1校1プラン)を実践・継続することにより、児童生徒の体力向上を図ります。 小学校の学級単位で種目に挑戦し、インターネットによりリアルタイムに反映する記録やランキン

グを上げる楽しさ、運動そのものの楽しさ、仲間と取り組む楽しさにより、運動への動機付けを図る 「スポチャレいしかわ」の取組を通して、本県小学生の運動習慣の定着及び体力の向上を図ります。

・ スポーツ指導の資格や専門的な技術指導力を備えた地域のスポーツ人材を、運動部活動に派遣する ことにより、専門的指導を求める生徒のニーズに応え、運動部活動の充実と活性化を図ります。 3. 女性や障害者のスポーツ活動の振興

#### 【現状と課題】

・ 生涯にわたる女性の健康を確保するためには、運動習慣の有無が密接に関連することから、生涯を通じた健康づくりのための身体活動を推進するとともに、令和2(2020)年度に本県が実施した「スポーツの実施状況等に関する県民意識調査」によると、男性に比べ女性の運動習慣者の割合が低いことなどの課題に鑑み、女性のスポーツ参加を促進するための環境整備を行う必要があります。

また、女性競技者や指導者等が「女性アスリートの三主徴 (利用可能エネルギー不足、運動性無月経、骨粗しょう症)」をはじめとする女性特有の課題に悩むことなく、健康で活躍できる環境の整備を進める必要があります。

・ 障害のある人が、日頃からスポーツやレクリエーション活動に参加することは、健康の増進や生きがいづくりの観点からも大切なことであり、年齢や障害の有無にかかわらず、多様なニーズに応じたスポーツの振興が求められるとともに、スポーツを通じた共生社会の実現に取り組むことが期待されています。

#### 【主な取組】

- ・ 女性が親しみやすいスポーツや、女性アスリートの三主徴、妊娠・出産等のライフイベントなど女 性競技者の選手生命に大きな影響を及ぼす課題についての啓発を図ります。
- ・ 県障害者スポーツ大会の開催や全国障害者スポーツ大会への選手派遣をはじめ、障害のある人でも 手軽に楽しめるスポーツ教室の開催や、指導員の養成などの取組を通じて、障害者スポーツの普及を 図ります。また、障害のある人とない人が共にスポーツを行う機会を確保することにより、共生社会 の実現を図ります。
- 4. 地域のスポーツクラブの育成と活動支援

#### 【現状と課題】

・ 本県では、これまで総合型クラブを県内の19市町全てに少なくとも1つ設置することを目標として取り組んできましたが、令和2(2020)年10月1日現在、12市町35クラブの設立にとどまっています。しかしながら、総合型クラブは、住民が種目を超えてスポーツを「する」「ささえる」仕組みであることから、地域スポーツの担い手として、その役割の重要性は高まっており、引き続き全ての市町に総合型クラブが配置されるよう働きかけを行っていくとともに、総合型クラブがスポーツを通じて地域の課題解決に貢献していけるよう、質の向上の支援を行っていく必要があります。

そのため、今後もクラブマネジャーの養成・資質向上などに取り組んでいくとともに、令和4 (2022) 年度の総合型クラブの登録認証制度の開始に向けて、県体育協会や県クラブ連絡協議会等の 関係団体との役割分担及び連携体制等を整理し、効率的・効果的な支援体制を構築する必要があります。

国は、令和2(2020)年9月1日に、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革の第一歩として、令和5(2023)年度以降に休日の部活動を段階的に地域に移行していく具体的な方策とスケジュールを示しました。この中では、休日の部活動における生徒の指導や大会の引率については、学校の職務として教師が担うのではなく、地域の活動として地域人材が担うこととされていることから、国の動向を注視しつつ、指導等を担う人材の発掘・養成や、受け皿となる組織の整備を進めていく必要があります。

#### 【主な取組】

- ・ 令和 4 (2022) 年度から公益財団法人日本スポーツ協会が、総合型クラブの登録認証制度を開始することを踏まえ、県は、県体育協会や県クラブ連絡協議会等と連携し、総合型クラブの育成や活動を支援します。
- ・ 総合型クラブの質的な充実を促進するため、クラブマネジャーの養成やスキルアップを目的とした 講習会や、総合型クラブと市町の担当者による協議会を開催するなど、総合型クラブの設置や運営に 対する支援を行い、休日の部活動の地域移行も見据えつつ、総合型クラブが地域スポーツの担い手と しての役割を果たせるよう支援に努めます。
- 5. スポーツに関わる多様な人材の育成

#### 【現状と課題】

・ 県民のスポーツ活動を充実させるためには、専門知識に基づいて地域住民のニーズにあったスポーツを指導することができる指導者や、活動を企画・運営することができる総合型クラブ等の運営人材が必要です。

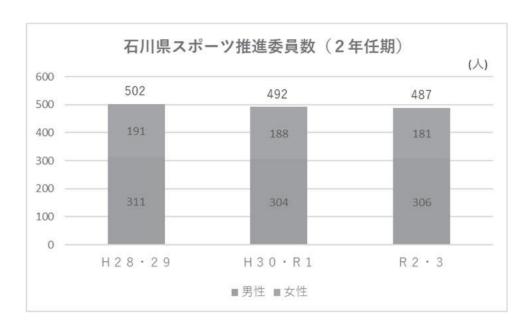
県では、各種講習会(地域スポーツ指導者養成講習会や県クラブマネジャー養成講習会、初級障がい者スポーツ指導員養成講習会等)を開催して、日本スポーツ協会や日本障がい者スポーツ協会の公認資格を持つ人材の育成や指導者・運営人材の資質向上に取り組んでおり、本県内の公認スポーツ指導者数は、増加傾向にはあるものの、その伸び率は、近年鈍化してきています。

また、性別にみると県内の日本スポーツ協会公認スポーツ指導者に占める女性の割合は約4人に1人となっています。

国は、令和2(2020)年9月1日に、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革の第一歩として、令和5(2023)年度以降に休日の部活動を段階的に地域に移行していく具体的な方策とスケジュールを示しました。この中では、休日の部活動における生徒の指導や大会の引率については、学校の職務として教師が担うのではなく、地域の活動として地域人材が担うこととされていることから、国の動向

を注視しつつ、指導等を担う人材の発掘・養成や、受け皿となる組織の整備を進めていく必要があります。(再掲)

・ スポーツ推進委員は、各校下での社会体育行事や各市町が実施するスポーツ事業への協力・連絡調整や、住民に対するスポーツの実技指導など、地域スポーツの推進役として重要な役割を担っています。しかし、近年は、後継者不足や高齢化により人数が減少傾向にあります。



#### 【主な取組】

- ・ 地域でスポーツ指導を行う指導者を養成するための講習会を開催するとともに、公益財団法人日本 スポーツ協会公認マネジメント資格の取得をさらに推奨します。
- ・ スポーツ指導者の情報を集約・登録し、県民のスポーツ指導に関する派遣要請に応えるスポーツリーダーバンクの充実と活用を図ります。
- ・ 市町と連携しつつ、スポーツ推進委員の人材確保や資質向上のための研修会等を実施するととも に、活躍の場の拡大に努めます。

#### 6. スポーツ施設の整備・充実

#### 【現状と課題】

・ 平成 20 (2008) 年に開設した「いしかわ総合スポーツセンター」など、県内各地のスポーツ施設は、県民のスポーツ活動の基盤として重要な役割を担っています。しかし、その多くは、建設から相当年数が経過しており、老朽化対策やユニバーサルデザインへの配慮、ICT の活用など、利用者の視点に立った設備の整備や機能の充実が求められています。

#### 【主な取組】

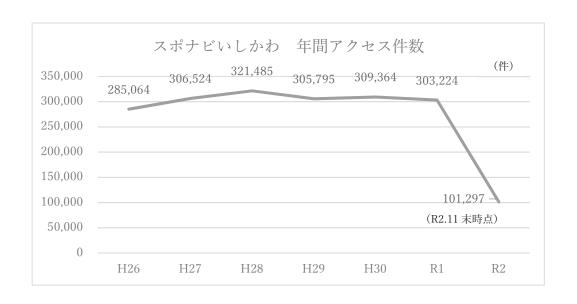
- ・ 県有のスポーツ施設については、長寿命化対策などにより、県民のスポーツ活動の基盤としての機能の維持や充実のほか、多種多様化するスポーツに対し、年齢や性別、障害の有無にかかわらず、すべての人々が気軽に、安全かつ快適にスポーツに参画できるように努めます。
- 特に老朽化が進行している県立野球場については、建て替えに向けた検討を進めます。
- 7. スポーツに関する情報の発信

#### 【現状と課題】

- ・ 施設の整備や活用と同様、様々なスポーツ情報を県民に提供することは、スポーツ振興を図る上で重要です。本県では令和2 (2020) 年度に、県スポーツ情報ネットワーク「スポナビいしかわ」をリニューアルし、広報誌「エンジョイスポーツ」の配布とともにスポーツ情報の発信に努めているところであり、今後も、関係団体と協力し、情報の質・量を充実させると同時に、「スポナビいしかわ」の活用の周知を図る必要があります。
- ・ 国際大会や全国大会で優秀な成績を収めた本県関係アスリートや、地域で長年にわたりスポーツ振興に携わってきた人々・団体を表彰することで、将来のアスリートとなる子どもへ夢や希望を与えるとともに、地域で育まれてきたスポーツの魅力を発信することができます。

#### 【主な取組】

・ 県スポーツ情報ネットワーク「スポナビいしかわ」を活用して、各種スポーツ大会や研修会、講習 会の開催情報をはじめ、県内トップスポーツチームの紹介や、施設、スポーツ団体、スポーツ指導者 に関する事項など、本県のスポーツに係る幅広い情報について、わかりやすく発信していきます。



・ 国際大会や全国大会で優秀な成績を収め、県民に夢や希望を与えた本県関係選手には「スポーツ特別賞」や「スポーツ優秀賞」、長年にわたり地域スポーツの振興に貢献してきた個人、団体に対してはそれぞれ「生涯スポーツ功労者表彰」「生涯スポーツ優良団体表彰」を贈呈し、その業績を広く発信します。

基本施策 I 数值目標

指標	現状値	目標値(R7)	
成人の週1回以上のスポーツ実施率		49.4%(R2)	65%
「いしかわスポーツ・レクリエーション交流大会 参加者数(累計)		419,820人(R1)	500,000人
運動部・地域のスポーツクラブに加入している生	中学校	73.0%(R1)	80.0%
徒の割合	高等学校	54.0%(R1)	60.0%
体力・運動能力調査の5段階評価で上位2ランク 児童生徒の割合	54.4%(R1)	60.0%	
公益財団法人日本障がい者スポーツ協会 公認障がい者スポーツ指導員養成講習会修了者数		624人(R2)	690人
総合型地域スポーツクラブ設置市町数	12市町(R2)	19市町	
県立体育施設の年間利用者数	92万人(H30)	100万人	
「スポナビいしかわ」のアクセス件数(年間)		30.3万件(R1)	33万件

## 基本施策 II 競技スポーツの振興

1. ジュニア選手の育成と強化

#### 【現状と課題】

- 平成30(2018)年度から実施している「ジュニアアスリート発掘事業」において、小学生を対象に、最新機器を活用した運動能力測定会と、普段体験する機会の少ない競技を体験できるスポーツ見本市を一体的に開催するとともに、競技団体によるスポーツ体験教室を随時開催し、有望なジュニア選手の発掘を図っています。
- ・ 令和元(2019)年度から実施している「ジュニア選手育成事業」において、初年度は、指定した16 競技のうち8競技が、中央競技団体主催の小学校・中学校の全国大会で優勝を果たしました。

#### 【主な取組】

- 有望なジュニア選手の発掘を進めるとともに、競技団体と学校運動部、ジュニアスポーツクラブ等の相互の連携を推進し、優れた才能をもつジュニア選手に対して、県内外合宿や体力測定会、小中合同練習会等を実施し、将来、国際大会や全国大会で活躍できるジュニア選手の育成・強化に努めます。
- 2. より高いレベルの選手の育成と強化

#### 【現状と課題】

・ 国民体育大会(以下、「国体」と言う。)において、男女総合順位(天皇杯順位)「20位台以内」を目標にしており、平成3(1991)年石川国体以降これまで29回の国体で、目標を24回達成しています。

しかし、35 位となった令和元(2019)年茨城国体では少年種別の得点が大きく減少しました。中高生の競技力は、当該年度の国体少年種別のみならず、将来の成年種別の競技力にもつながることから、中高生の強化が喫緊の課題となっています。

また、平成 20 (2008) 年のいしかわ総合スポーツセンターの開館を機に、その機能を活用した「科学的トレーニング特別強化事業」に取り組んできたところであり、過去 5 年間においては、本事業の指定選手の 4 割以上が国体で入賞を果たしています。

東京 2020 オリンピックでは、スポーツクライミングや3x3バスケットボールなど、選手もファンも若い世代の多い競技が、新たに正式種目に加わっており、本県内においても、これらの競技の選手 育成に必要な環境づくりに努めていく必要があります。

#### 【主な取組】

- ・ 国体強化選手に対して、県内外合宿や海外遠征などの強化事業を、また、中高生に対しては、県内 外合宿や日本トップレベルのコーチを招へいした講習会などの強化事業を計画的に実施します。
  - さらに、全身持久力や最大筋力などの専門測定の結果をもとに、選手個々のトレーニング処方を作成し、より効果的なトレーニングの実践など、スポーツ医・科学を活用した選手強化を推進します。
- ・ 女性競技者や指導者に対して、「女性アスリートの三主徴」、妊娠・出産等のライフイベントなど女性競技者の選手生命に大きな影響を及ぼす課題についての啓発を図ります。(再掲)
- ・ 東京 2020 オリンピックに正式種目として加わった、スポーツクライミングや3 x 3バスケットボールなどのアーバンスポーツは、若い世代に対して高い訴求力を持つことから、その普及を図ることで、若い世代におけるスポーツの裾野の拡大を図ります。
- 3. スポーツ指導者の養成と資質向上

#### 【現状と課題】

・ これまで本県の競技力を牽引してきた指導者により、国体において目標の20位台以内を概ね確保してきましたが、さらなる競技力の向上のため、優秀な若手指導者へ世代交代を図ることは、多くの競技団体に共通する課題です。

また近年、スポーツ界において、選手等による違法薬物、スポーツ団体での不正経理、スポーツ指導者による暴力等の問題が生じており、喫緊の課題となっています。

#### 【主な取組】

高度な専門知識や高い指導力を持つ指導者を養成・確保するため、日本トップレベルのコーチを招 へいする研修会や、先進的な指導が行われている現場への若手指導者の派遣などを実施します。

また、「いしかわ就職・定住総合サポートセンター(ILAC)」と連携して、県内での就職を希望する有望なアスリートと、仕事と競技の両立に理解のある企業のマッチングを行うことで、競技の継続をサポートするとともに、競技者として引退した後も、指導者として後進の育成・強化に取り組み、安定した競技力を確保します。

さらに、県体育協会と連携を図り、指導者研修会や競技団体との個別会議を通じて、競技団体へガバナンスコードの遵守を呼びかけるとともに、コンプライアンス違反や暴力、ドーピング等がないクリーンでフェアなスポーツの推進に努めます。

#### 4. 競技大会の誘致・開催

#### 【現状と課題】

平成 27 (2015) 年の北陸新幹線金沢開業を契機に、日本スポーツマスターズをはじめ、いくつもの 全国大会が開催されました。

また、現在は、本県ゆかりの選手が、東京オリンピック・パラリンピックの日本代表に次々と内定し、今後もさらに代表入りが期待され、本県ゆかりの選手数が最も多い 1964 年東京大会の 12 名を超えることが期待されています。こうしたことから、県民のスポーツへの関心は高まっており、本県のスポーツ振興を促進する好機となっています。

#### 【主な取組】

- 世界や日本のトップアスリートの競技を観戦することは、人々に夢や感動を与えるとともにスポーツを始めるきっかけをつくり、本県スポーツの裾野の拡大や競技力の向上につながることから、国際大会や全国大会などの誘致に努めます。
- 5. 障害者アスリートの競技力向上

#### 【現状と課題】

・ 平成 29 (2017) 年度から、障害者アスリートの競技力の向上を図るため、「障害者アスリート支援事業」を実施しており、本制度の活用実績は年々増えています。障害者スポーツの関係者からは、特に、選手本人に加えて介助者も対象となっている点や、同一年度内に複数回の活用が可能である点について、高い評価を得ています。

#### 【主な取組】

より高いレベルをめざす障害のあるスポーツ選手とその介助者に対して、県障害者スポーツ協会と 連携して、国際大会や全国大会の出場及び中央競技団体が実施する強化合宿への参加に対する支援を 行い、競技力の向上を図ります。

#### 基本施策II 数值目標

指標	現状値	目標値(R7)
国民体育大会男女総合順位(天皇杯順位)	20位台以内 3 回(H27~R1)	毎年20位台以内
全国中学校体育大会・国民体育大会(少年種別)・	84.2件(H27~R1平均)	100件
全国高等学校総合体育大会における入賞数	04.2計(口21~【1十月)	100/1+

## 基本施策Ⅲ スポーツを通じた地域活性化

1. スポーツを通じた交流人口の拡大

#### 【現状と課題】

・ 近年、スポーツの参加や観戦を目的として地域を訪れ、野外活動等を含め、地域資源とスポーツを 掛け合わせて観光を楽しむ「スポーツツーリズム」の人気が高まっており、スポーツを通じた交流人 口の拡大に取り組んでいくことが必要です。

#### 【主な取組】

- ・ 本県では、豊かな自然、美しい里山里海の景観等を活かしたサイクリング環境の整備に取り組んでおり、加賀から能登までの観光地や海岸線を巡る、全7ルート、総延長約900kmを「いしかわ里山里海サイクリングルート」として平成28(2016)年に認定したところであり、その活用を図っていきます。
- ・ 県内各地で開催される、マラソンをはじめとしたスポーツ大会・イベントは、県民が「する」「みる」「ささえる」という様々な形でスポーツに取り組む契機となることに加え、県外からの参加者が、県内の観光地を訪れたり、食事や買い物を楽しんだりすることで地域の活性化につながっていることから、「いしかわスポーツマイレージ」や「スポナビいしかわ」などを活用した情報発信などの支援を行います。
- 2. 県内トップスポーツチーム等との連携

#### 【現状と課題】

・ 県内を拠点に活躍する7つのトップスポーツチーム(ツエーゲン金沢、石川ミリオンスターズ、金 沢武士団、北國銀行ハンドボール部 Honey Bee、PFU ブルーキャッツ、金沢学院クラブ、ヴィンセド ール白山)の活躍は、県民に感動や勇気を与えてくれます。県は、この国内トップレベルの7チーム と平成30(2018)年度に包括連携協定を締結し、本県スポーツの振興やスポーツを通じた地域活性化 に協働して取り組んでいます。

#### 【主な取組】

・ トップスポーツチームの選手と子どもや地域との交流を図るため、親子と選手たちとの交流・体験 イベント「いしかわスポーツキッズフェスタ」や、小中学校におけるスポーツ教室・職業講話を実施 します。

- ・ トップスポーツチームの観客数やクラブ会員が増加して支援の輪が広がるように、県は各種広報媒体を通じたチーム活動の広報などにより、応援気運の醸成を図ります。
- ・ 企業との連携を図り、これまでスポーツへの関心が低かった層を含む、より幅広い層に対して、オリンピック・パラリンピック競技の体験会の開催などを通じて、スポーツの魅力発信に取り組みます。
- 3. 東京 2020 オリンピック・パラリンピックのレガシーの活用

#### 【現状と課題】

・ 東京 2020 オリンピック・パラリンピックでは、本県において、聖火リレーや、同大会に参加する各国・地域の事前合宿が行われることで、県民のスポーツへの関心が大いに高まることが期待されます。この機会に創出されたレガシーを活用し、地域活性化につなげる取組が求められています。

#### 【主な取組】

- ・ ニュージーランドへの県内若手選手や指導者の派遣など、事前合宿国等とのスポーツ交流や、事前 合宿国が参加するアジア・パシフィック・カヌースプリント大会の県内での開催など、事前合宿誘致 により創出された東京 2020 オリンピック・パラリンピックのレガシーの活用を図ります。
- 4. オリンピック・パラリンピック教育の推進

#### 【現状と課題】

・ 東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催に向けた気運の醸成を図るため、オリンピック・パラリンピックに関する知識やスポーツの価値を学ぶ教育の推進が求められています。

#### 【主な取組】

・ オリンピック・パラリンピック選手を招いた講演会や、競技体験などを通して、児童生徒のオリンピック・パラリンピックに対する理解と関心を高めます。

#### 基本施策Ⅲ 数值目標

指標	現状値	目標値(R7)
県内トップスポーツチームホームゲーム観客数(年間)	151千人 (H27~R1平均)	155千人

## 第4章 計画の推進のために

#### 1. 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、スポーツ医・科学等の専門的な知見を施策に反映するとともに、市町 や競技団体等と連携して取り組んでいきます。

また、スポーツ基本法に基づき、「地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項 を調査審議させるため」に設置された石川県スポーツ推進審議会において、本計画の進捗状況や、本 計画に基づく取組の成果などについて評価を行います。

#### 2. 進捗管理

- (1) 本計画の進捗状況の評価は、施策目標の達成状況を客観的に把握・評価するために設定した指標及びその数値目標を用いて行います。
- (2) 各指標や最新のデータに基づき、これまでの目標指標の推移や目標年度との関係を踏まえ、 目標の達成状況の評価を行います。
- (3) 県民意識調査等により、定期的に県民のスポーツ活動に対する実態やニーズの把握を行います。

#### 3. 策定の経緯

月日	会議等の名称	主な協議内容等
令和2年	令和元年度石川県スポーツ推	○石川県スポーツ推進計画(仮称)策定について
3月25日	進審議会(書面開催)	
9月25日~	スポーツの実施状況等に関す	
10月6日	る県民意識調査の実施	
12月21日	令和2年度第1回石川県スポ	○石川県スポーツ推進計画(仮称)策定について
	ーツ推進審議会	○石川県スポーツ進計画(仮称)/策定方針(案)
令和3年	パブリックコメント実施	
2月3日~		
3月2日		
3月23日	令和2年度第2石川県スポー	○「石川県スポーツ推進計画2021」(案)につい
	ツ推進審議会	て

## 石川県スポーツ推進審議会委員名簿

(任期:令和3年2月1日~令和5年1月31日)

区分	氏 名	所属・役職等
学識経験のある者	石田 浩二	石川県学校体育研究会会長
	小田 佳子	金沢大学国際基幹教育院准教授
	尾山登志子	元石川県女性スポーツ協会会長
	金丸 誠史	(一財)石川県レクリエーション協会理事長
	向田 和義	(公財) 石川県体育協会専務理事
	杉森 重廣	石川県障害者スポーツ協会副会長
	竹田なを美	石川県勤労者体育協会副会長
	舘 順子	石川県スポーツ少年団常任委員
	西尾 眞友	石川県スポーツドクター協議会副会長
	能木場 由紀子	石川県婦人団体協議会会長
	前田 一弘	石川県高等学校体育連盟会長
	前畑 曜子	石川県スポーツ推進委員協議会副会長
	丸山 章子	金沢学院大学人間健康学部スポーツ健康学科教授
	宮崎 聡	石川県中学校体育連盟会長
関係行政	野口 弘	石川県市町教育委員会連合会会長

## 令和2年度 スポーツの実施状況等に関する県民意識調査結果

#### 1. 調査の目的

スポーツの実施状況等に関する県民の意識を把握し、「石川県スポーツ推進計画」策定の基礎資料とするとともに、今後の施策の参考資料とする。

#### 2. 調査の概要

(1) 調査対象:県内に居住する満18歳以上の男女

(2) 対象パネル:「楽天インサイト」パネル

(3) 調査方法:上記パネルの登録モニターを対象とした WEB アンケート調査

(4) 回収数:有効回収数 計 1,000件

(5) 回収割付:調査対象の人口構成比に準拠した割付

(6) 調査時期:令和2年9月25日~10月6日

(7) 実査委託先: 楽天インサイト(2020年10月)

## ○標本の属性

		件数	%
全体		1,000	100.0%
性別	男性	497	49.7%
土力リ	女性	503	50.3%
	18~19歳	16	1.6%
	20代	135	13.5%
	30代	140	14.0%
年代	40代	195	19.5%
	50代	213	21.3%
	60代	185	18.5%
	70代	116	11.6%
	男性 18~19歳	4	0.4%
	男性 20代	76	7.6%
	男性 30代	72	7.2%
	男性 40代	99	9.9%
	男性 50代	80	8.0%
	男性 60代	83	8.3%
性年代	男性 70代	83	8.3%
I <del>I 11</del> 10	女性 18~19歳	12	1.2%
	女性 20代	59	5.9%
	女性 30代	68	6.8%
	女性 40代	96	9.6%
	女性 50代	133	13.3%
	女性 60代	102	10.2%
	女性 70代	33	3.3%

※●男性: 18~19歳 目標: 13 サンプル 4 サンプル納品(9 サンプル不足)
 ⇒8 サンプルを、男性: 20 代から補填、1 サンプルを、男性: 30 代から補填
 ●女性: 70 代 目標: 96 サンプル 33 サンプル納品(63 サンプル不足)

⇒13 サンプルを、女性:60 代から補填、50 サンプルを、女性:50 代から補填

## 3. 調査結果の概要

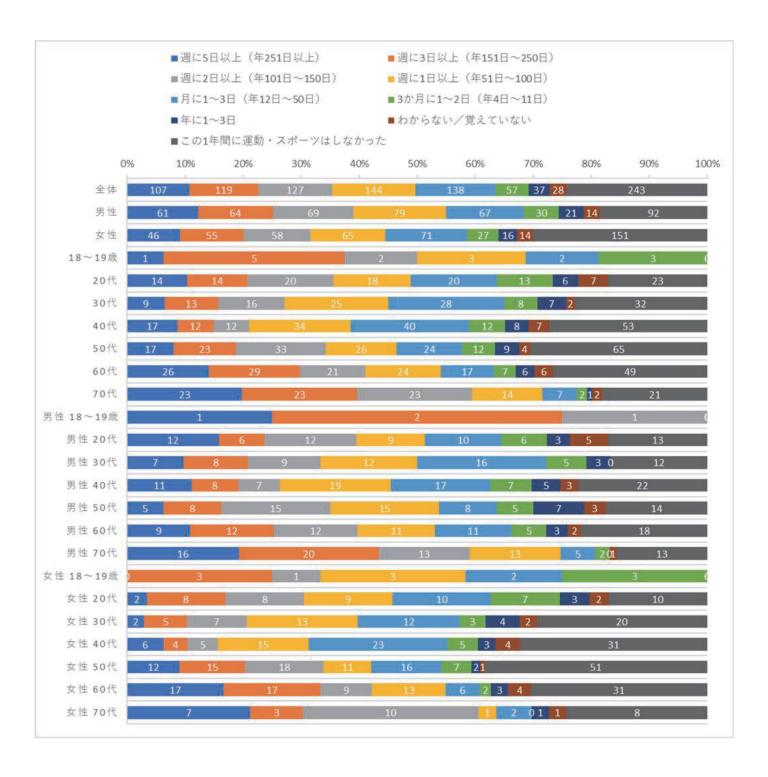
## 〇スポーツ実施率について

- 週1日以上のスポーツ実施率は49.7%(国の令和2年度調査では59.9%)、週3日以上は22.4%(同30.9%)でいずれも国全体の数値を下回っている
- 性別にみると、60代を除き男性の方が女性よりも実施率が高くなっている
- 年代別にみると、20~50代の働く世代よりも60,70代の方が実施率は高い
- 「この 1 年間に運動・スポーツはしなかった」と回答した人の割合は 24.3%

年代別運動実施	率 週1日月	<b>以上</b>				(%)
	全	体	男	性	女	性
	本県	全国	本県	全国	本県	全国
全年代平均	49.7%	60.0%	54.9%	61.4%	44.5%	58.7%
18~19歳	68.8%	64.1%	100.0%	65.1%	58.3%	63.0%
20代	48.9%	58.3%	51.3%	61.3%	45.8%	55.1%
30代	45.0%	55.1%	50.0%	59.0%	39.7%	51.0%
40代	38.5%	52.8%	45.5%	53.7%	31.3%	51.9%
50代	46.5%	54.2%	53.8%	55.3%	42.1%	53.1%
60代	54.1%	65.1%	53.0%	65.3%	54.9%	65.0%
70代	71.6%	74.8%	74.7%	76.3%	63.6%	73.6%
20歳以上のみ	49.4%	59.9%	54.6%	61.8%	44.2%	58.3%

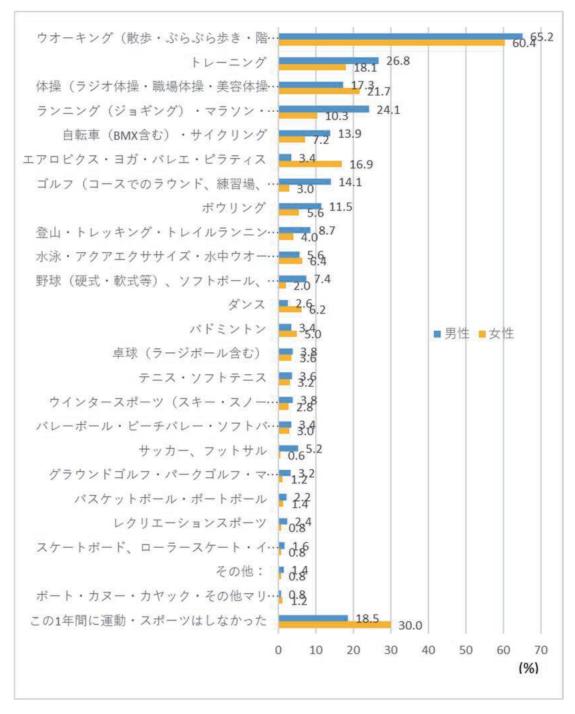
年代別運動実施	率 週3日場	<b>以上</b>				(%)
	全	体	男	性	女	性
	本県	全国	本県	全国	本県	全国
全年代平均	22.6%	30.9%	25.2%	31.0%	20.1%	30.8%
18~19歳	37.5%	29.4%	75.0%	28.6%	25.0%	30.3%
20代	20.7%	25.2%	23.7%	25.4%	16.9%	24.9%
30代	15.7%	23.5%	20.8%	24.3%	10.3%	22.6%
40代	14.9%	23.8%	19.2%	24.1%	10.4%	23.5%
50代	18.8%	27.5%	16.3%	27.5%	20.3%	27.5%
60代	29.7%	36.9%	25.3%	36.7%	33.3%	37.0%
70代	39.7%	48.5%	43.4%	50.2%	30.3%	47.0%
20歳以上のみ	22.4%	30.9%	24.7%	31.4%	20.0%	30.4%

			日以上 5日以上	日週 りに 23 5日 り以 日上	日週 りに 12 5日 り 日上	5 週 1 に 0 日 日 り 上	5月 5に 01 日 5 ) 日	日 3 1 1 日 )	年 に 1 3 日	いわからない/	ポー ツはしな
		n	年 2 5 1	) 年 1 5	) 年 1 0	( 年 5 1 日	( 年 1 2 日	2 日 年 4		覚えていな	か運 っ動 たス
全体		1000	10.7%	11.9%	12.7%	14.4%	13.8%	5.7%	3.7%	2.8%	24.3%
性別	男性	497	12.3%	12.9%	13.9%	15.9%	13.5%	6.0%			18.5%
11777	女性	503	9.1%	10.9%	11.5%	12.9%	14.1%	5.4%			30.0%
	18~19歳	16	6.3%	31.3%	12.5%	18.8%	12.5%	18.8%			0.0%
	20代	135	10.4%	10.4%	14.8%	13.3%	14.8%	9.6%		5.2%	17.0%
	30代	140	6.4%	9.3%	11.4%	17.9%	20.0%	5.7%		1.4%	22.9%
年代	40代	195	8.7%	6.2%	6.2%	17.4%	20.5%	6.2%		<del> </del>	27.2%
	50代	213	8.0%	10.8%	15.5%	12.2%	11.3%	5.6%		1.9%	30.5%
	60代	185	14.1%	15.7%	11.4%	13.0%	9.2%	3.8%		3.2%	26.5%
	70代	116	19.8%	19.8%	19.8%	12.1%	6.0%	1.7%		1.7%	18.1%
	男性 18~19歳	4	25.0%	50.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%			0.0%
	男性 20代	76	15.8%	7.9%	15.8%	11.8%	13.2%	7.9%			17.1%
	男性 30代	72	9.7%	11.1%	12.5%	16.7%	22.2%	6.9%		0.0%	16.7%
	男性 40代	99	11.1%	8.1%	7.1%	19.2%	17.2%	7.1%			22.2%
	男性 50代	80	6.3%	10.0%	18.8%	18.8%	10.0%	6.3%		3.8%	17.5%
	男性 60代	83	10.8%	14.5%	14.5%	13.3%	13.3%	6.0%		2.4%	21.7%
性年代	男性 70代	83	19.3%	24.1%	15.7%	15.7%	6.0%	2.4%		1.2%	15.7%
	女性 18~19歳	12	0.0%	25.0%	8.3%	25.0%	16.7%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	女性 20代	59	3.4%	13.6%	13.6%	15.3%	16.9%	11.9%			16.9%
	女性 30代	68 96	2.9% 6.3%	7.4% 4.2%	10.3% 5.2%	19.1% 15.6%	17.6% 24.0%	4.4% 5.2%		2.9% 4.2%	29.4% 32.3%
	女性 40代 女性 50代	133	9.0%	11.3%	13.5%	8.3%	12.0%	5.2%			32.3%
	女性 60代	102	16.7%	16.7%	8.8%	12.7%	5.9%	2.0%			30.4%
	女性 70代	33	21.2%	9.1%	30.3%	3.0%	6.1%	0.0%	3.0%	3.9%	24.2%



#### ○この1年間に実施した種目について(該当する種目を全て選択)

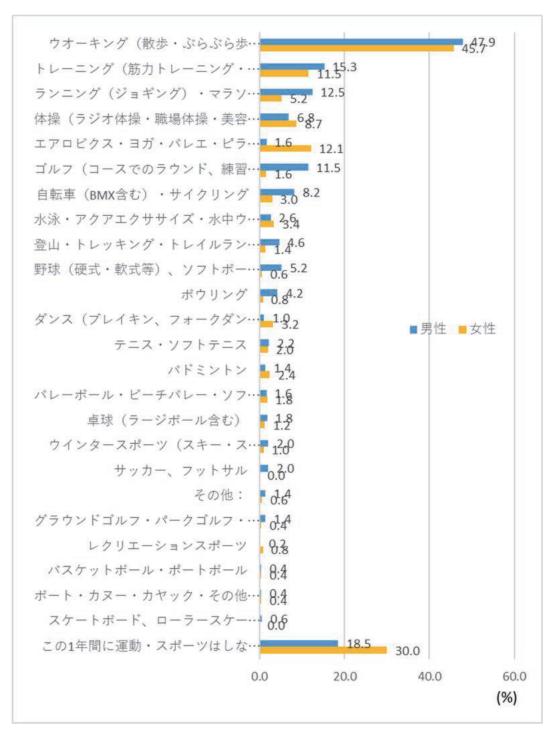
- 男性は、「ウオーキング(65.2%)」「トレーニング(26.8%)」「ランニング(24.1%)」「体操(17.3%)」「ゴルフ(14.1%)」の順に多い
- ◆ 女性は「ウオーキング(60.4%)」「体操(21.7%)」「トレーニング(18.1%)」「エアロビクス・ヨガ等(16.9%)」が多い。
- 「この 1 年間に運動・スポーツはしなかった」と回答したのは男性で 18.5%、女性で 30.0%
- 男性が女性より実施割合が高い上位の種目は「ランニング」「ゴルフ」「トレーニング」で、女性の実施割合が高い種目は「エアロビクス・ヨガ」「体操」「ダンス」となっている。



※この1年間に実施した種目として選択された種目のうち、男女平均(全体)の割合が1%以上だったものを割合の高い順で表示

#### ○この 1 年間に特に多く実施した種目について(3つまで回答)

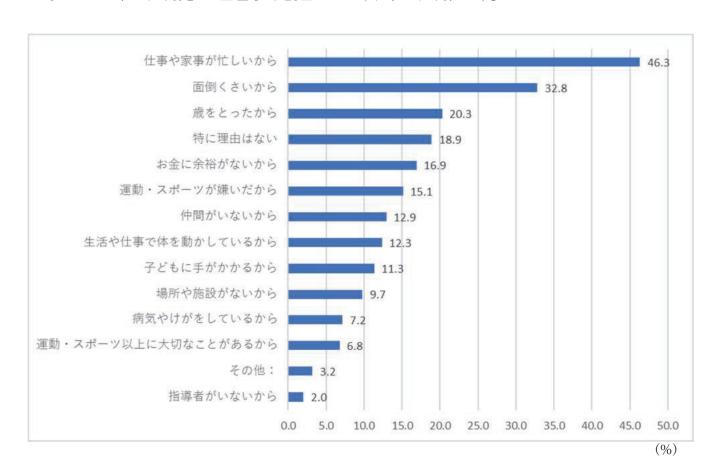
- 男性は、「ウオーキング(47.9%)」「トレーニング(15.3%)」「ランニング(12.5%)」「ゴルフ(11.5%)」の順に多い
- 女性は、「ウオーキング(45.7%)」「エアロビクス・ヨガ(12.1%)」「トレーニング(11.5%)」
   の順に多い
- この 1 年間に実施した種目を全て選択した全項目と比較すると、男性では「ゴルフ」が「体操」を逆転しており、女性においては「エアロビクス・ヨガ等」が「トレーニング」や「体操」を逆転している。



※全項目でこの1年間に実施した種目として選択された種目のうち、男女平均(全体)の割合が1%以上だったものを、本項目での選択率が高い順に並べなおして表示

## 〇週に 1 日以上運動・スポーツを実施できなかった理由 (直近 1 年間のスポーツ実施頻度が週 1 回未満の人を対象、複数回答)

- 「仕事や家事が忙しいから(46.3%)」「面倒くさいから(32.8%)」「歳をとったから(20.3%)」 「特に理由はない(18.9%)」の順に多い
- 「仕事や家事が忙しいから」と答えるのは、20,30,40 代が多く、男女ともに選択した人の割合は50%を超えており、特に20 代男性では70.3%が理由にあげている
- 性別にみると、「面倒くさいから」は30代を除き、男性より女性の方が高くなっているほか、「運動・スポーツが嫌いだから(15.1%)」は、男性で7.1%、女性で21.5%と性差が大きく、特に20代(31.3%)、30代(22.0%)の女性で理由に挙げる人が多い
- 年代別にみると、「子どもに手がかかるから(11.3%)」は、30代で理由として挙げる割合が高く、男性が30.6%(3位)、女性が41.5%(2位)と高くなっているほか、「お金に余裕がないから(16.9%)」と回答する割合が20代(33.3%)で高い

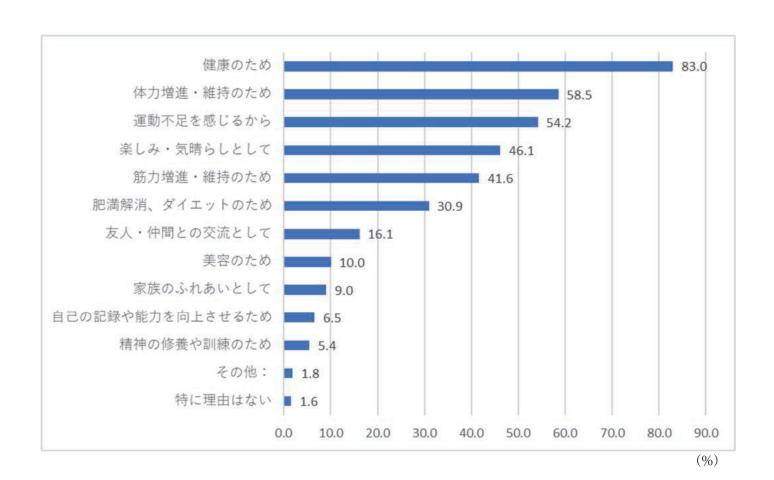


特に理由はない	18.9	20.1	17.9	0.0	8.7	13.0	20.0	25.4	24.7	15.2	0.0	10.8	13.9	22.2	29.7	25.6	14.3	0.0	6.3	12.2	18.2	23.4	23.9	16.7
<b>か</b> ら 包 …	3.2	4.0	2.5	0.0	1.4	3.9	2.5	2.6	5.9	3.0	0:0	2.7	2.8	3.7	2.7	10.3	0.0	0.0	0.0	4.9	1.5	2.6	2.2	8.3
ているから生活や仕事で体を動かし	12.3	12.1	12.5	20.0	13.0	6.5	7.5	11.4	16.5	33.3	0.0	16.2	2.8	3.7	10.8	15.4	38.1	20.0	9.4	9.8	10.6	11.7	17.4	25.0
切なことがあるから 運動・スポーツ以上に大	8.9	6.7	8.9	40.0	2.8	6.5	4.2	7.9	5.9	12.1	0.0	8.1	2.6	7.4	2.7	5.1	14.3	40.0	3.1	7.3	1.5	10.4	6.5	8.3
面倒くさいから	32.8	29.5	35.5	40.0	29.0	40.3	37.5	29.8	30.6	21.2	0.0	21.6	44.4	29.6	29.7	28.2	19.0	40.0	37.5	36.6	43.9	29.9	32.6	25.0
から 運動・スポーツが嫌いだ	15.1	7.1	21.5	0.09	20.3	14.3	15.0	12.3	12.9	15.2	0.0	10.8	5.6	9.3	0.0	7.7	9.5	0.09	31.3	22.0	19.7	18.2	17.4	25.0
お金に余裕がないから	16.9	18.3	15.8	20.0	33.3	15.6	15.8	8.8	16.5	18.2	0.0	35.1	11.1	16.7	8.1	20.5	19.0	20.0	31.3	19.5	15.2	9.1	13.0	16.7
指導者がいないから	2.0	1.3	2.5	0.0	1.4	0.0	1.7	2.6	2.4	6.1	0.0	2.7	0.0	0.0	0.0	2.6	4.8	0:0	0.0	0.0	3.0	3.9	2.2	8.3
仲間がいないから	12.9	12.9	12.9	0.09	14.5	13.0	10.8	11.4	12.9	15.2	0:0	16.2	16.7	11.1	16.2	7.7	9.5	0.09	12.5	9.6	10.6	9.1	17.4	25.0
場所や施設がないから	9.7	9.4	10.0	100.0	15.9	9.1	8.3	4.4	5.9	18.2	0:0	21.6	8.3	3.7	5.4	5.1	19.0	100.0	9.4	9.8	12.1	3.9	6.5	16.7
歳をとったから	20.3	24.6	16.8	20.0	5.8	13.0	14.2	21.1	34.1	51.5	0:0	5.4	16.7	18.5	29.7	38.5	52.4	20.0	6.3	9.8	10.6	16.9	30.4	20.0
ら病気やけがをしているか	7.2	7.1	7.2	0.0	4:1	6.5	2.0	10.5	9.4	12.1	0:0	2.7	2.8	9.3	8.1	7.7	14.3	0.0	0.0	9.8	1.5	11.7	10.9	8.3
子どもに手がかかるから	11.3	10.7	11.8	0.0	14.5	36.4	15.0	0.0	0.0	3.0	0.0	10.8	30.6	14.8	0.0	0.0	4.8	0.0	18.8	41.5	15.2	0.0	0.0	0.0
仕事や家事が忙しいから	46.3	47.8	45.2	0.09	65.2	61.0	54.2	38.6	29.4	12.1	0:0	70.3	66.7	53.7	40.5	25.6	14.3	0.09	59.4	56.1	54.5	37.7	32.6	8.3
c	503	224	279	2	69	77	120	114	82	33	0	37	36	54	37	39	21	2	32	41	99	77	46	12
		男性	女性	18~19歳	20代	30代	40代	50代	601t	70代	男性 18~19 歳	男性 20代	男性 30代	男性 40代	男性 50代	男性 60代	男性 70代	女性 18~19歳	女性 20代	女性 30代	女性 40代	女性 50代	女性 60代	女性 70代
	全体	10 +4			. •		年代 4									-	4 4 4							

## ○運動・スポーツをした理由

#### (直近1年間に1回以上運動・スポーツを実施した人を対象、複数回答)

- 「健康のため(83.0%)」「体力増進・維持のため(58.5%)」「運動不足を感じるから(54.2%)」
  「楽しみ・気晴らしとして(46.1%)」の順に割合が高い
- 性別にみると、「運動不足を感じるから」は、男性の20~40代、女性の70代で低くなっている
- 女性の 20~50 代では同年代の男性と比較し「美容のため」「肥満解消、ダイエットのため」 と回答した人の割合が高い
- 年代別にみると、60代、70代で「健康のため」「体力増進・維持のため」という選択率が高い



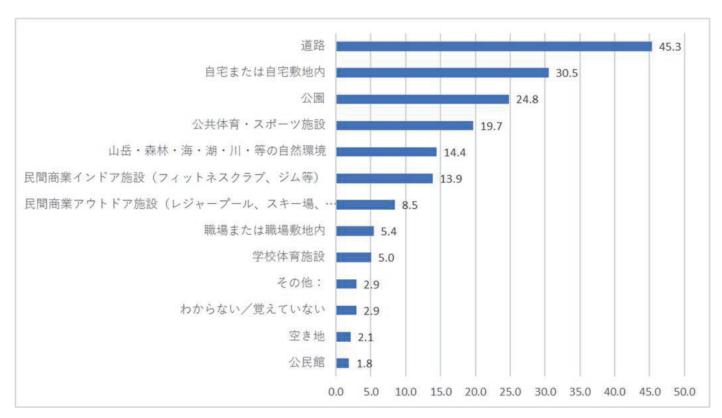
			7	
		ı	0	-
	r	-	۶	Ξ,
	٠	-	•	
		-	-	

			め健	の進体	픧	阀		撇	を録	れ	=	め業	洪 H	4	
			悪の	た・力め維増	ち・かか	し晴してのみ	ある。感じを不	たや神め言の	る百や己た際の	てもないのの	と り く・	容の	めッ、消トダ解	6割	な にい 理
		L	た	持	持				さ力		Κ¥	た			田
全体		757	83.0	58.5	41.6	46.1	54.2	5.4	6.5	0.6	16.1	10.0	30.9	1.8	1.6
10+4	男性	405	82.5	57.8	38.3	44.2	51.4	6.4	7.4	7.7	16.5	2.7	27.7	2.2	1.5
[七九]	女性	352	83.5	59.4	45.5	48.3	57.4	4.3	5.4	10.5	15.6	18.5	34.7	1.4	1.7
	18~19歳	16	8.89	43.8	37.5	56.3	56.3	6.3	6.3	18.8	25.0	18.8	43.8	6.3	0.0
	2014	112	72.3	48.2	46.4	53.6	49.1	6.3	5.4	9.6	21.4	15.2	35.7	1.8	0.0
	301t	108	77.8	25.6	40.7	52.8	52.8	10.2	11.1	18.5	13.0	13.9	29.6	6.0	0.0
年代	40代	142	82.4	9.09	39.4	40.8	49.3	7.0	7.0	12.7	12.7	12.0	33.1	2.1	2.8
	50代	148	83.1	29.2	41.9	43.2	60.1	4.1	6.8	5.4	12.2	10.8	39.5	1.4	2.0
	60代	136	91.2	60.3	40.4	41.9	26.6	3.7	5.1	2.9	16.9	5.1	18.4	0.7	2.2
	70代	95	97.6	69.5	42.1	46.3	55.8	1.1	3.2	4.2	22.1	1.1	26.3	4.2	1.1
	男性 18~19 歳	4	75.0	75.0	50.0	75.0	75.0	25.0	25.0	25.0	75.0	0.0	25.0	0.0	0.0
	男性 20代	63	73.0	52.4	49.2	57.1	41.3	7.9	7.9	6.3	20.6	3.2	27.0	1.6	1.6
	男性 30代	09	75.0	58.3	40.0	46.7	20.0	15.0	11.7	11.7	11.7	8.3	21.7	1.7	0.0
	男性 40代	77	81.8	57.1	35.1	36.4	41.6	9.1	10.4	13.0	14.3	2.6	32.5	1.3	5.2
	男性 50代	99	80.3	53.0	37.9	40.9	54.5	3.0	2.6	6.1	10.6	3.0	36.4	3.0	0.0
	男性 60代	65	8.06	55.4	27.7	44.6	0.09	1.5	1.5	4.6	18.5	0.0	18.5	1.5	1.5
并在	男性 70代	70	92.9	9.89	40.0	40.0	0.09	1.4	4.3	2.9	20.0	0.0	28.6	4.3	0.0
<u>-</u> + H	女性 18~19 歳	12	66.7	33.3	33.3	50.0	20.0	0.0	0.0	16.7	8.3	25.0	50.0	8.3	0.0
	女性 20代	49	71.4	42.9	42.9	49.0	59.2	4.1	2.0	14.3	22.4	30.6	46.9	2.0	0.0
	女性 30代	48	81.3	52.1	41.7	60.4	56.3	4.2	10.4	27.1	14.6	20.8	39.6	0.0	0.0
	女性 40代	65	83.1	64.6	44.6	46.2	58.5	4.6	3.1	12.3	10.8	23.1	33.8	3.1	0.0
	女性 50代	82	85.4	64.6	45.1	45.1	64.6	4.9	6.1	4.9	13.4	17.1	41.5	0.0	3.7
	女性 60代	71	91.5	64.8	52.1	39.4	53.5	5.6	8.5	1.4	15.5	6.6	18.3	0.0	2.8
	女性 70代	25	92.0	72.0	48.0	64.0	44.0	0.0	0.0	8.0	28.0	4.0	20.0	4.0	4.0

## ○運動・スポーツを実施した場所

## (直近1年間に1回以上運動・スポーツを実施した人を対象、複数回答)

- 「道路(45.3%)」「自宅(30.5%)」「公園(24.8%)」「公共体育・スポーツ施設(19.7%)」の順に多い
- 「道路」は全ての年代で男女ともにもっとも運動・スポーツを実施した場所
- 「自宅」は女性(35.2%)、男性(26.4%)と女性が男性を大きく上回っている。
- 週に5日以上実施する人は「道路」「自宅」と答える人が他の実施率に比べて高く、「週3日以上」「週2日以上」の層では、他の実施率と比較して「公共体育・スポーツ施設」「民間商業インドア施設」の割合が高い
- 「公共体育・スポーツ施設」を利用した人の割合は 60 代を除き、女性より男性が高く、男性 の 20 代では 27.0%、30 代では 30.0%となっている
- 「民間商業インドア施設(フィットネスクラブ等)」は 13.9%が利用しており、男性の 10.6% に対し、女性は 17.6%と割合が高く、特に女性の 50 代(22.0%)、60 代(28.2%) が高い

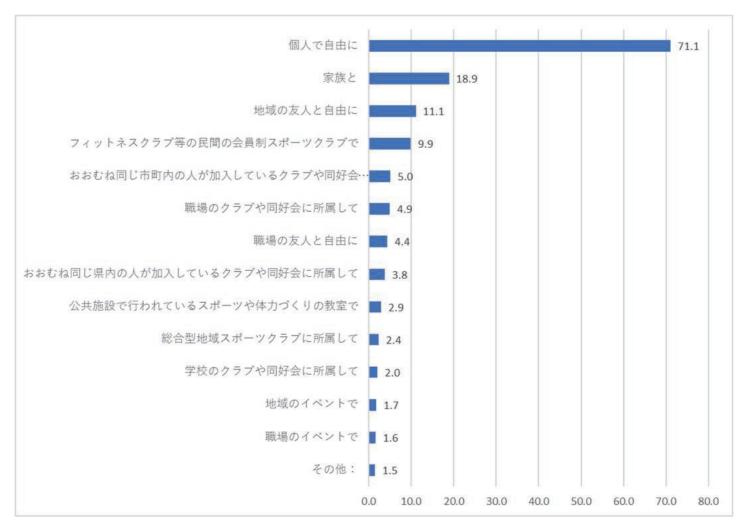


(%)

体 男性 女性 18~19歳 30代 4.40代		<1 # *	計 校			田州	弾 蟹	ধ।	公 民	₹H #0	摦 鋁		ħ	<b>₽</b> :
世 本 19歳 3		# *	校		4 .	₩	理		œ	H	恕			
世 日 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3		£	#		- 1	<del>116</del> .	₹ <del>116</del> .	艇	3 温	1 型	í	だい はい	e	έω;
生生 本土 19線 代 代 代 代		育・スポーツ施設	严 循 設	クラブ、ジム等)業インドア施設(7		たは自宅敷地内	たは職場敷地内					境林・海・湖・川・		ない/覚えていない
# # 12 ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	n 737	19.7	5.0	/ + >		30.5	4,	24.8	φ	2.1	45.3	等 6 17 77 77 77 77 77 77 77 77 77 77 77 77	2.9	
# # *** *** *** *** *** *** *** *** ***	, C						1 0	2 6	1 5	1 (			.; (	i
# 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	405	22.0	v. v.		12.3	26.4	6.7	24.0	1.7	3.2			2.0	v, c
¥ £ £ £	352	17.0 27.5	0.4.0		0.4	35.2	7.0	25.9	2.0	0.9			0.4	7
. 4. 4.	112	27.5	10.7		0.0	30.4	0.0	25.0	0.0	0.0			18.1	0.0
£:	108	25.0	3.7		4.6	32.4	4.6	30.6	0.0	2.8			1.9	0.0
	142	15.5	2.8		9.2	35.2	7.0	27.5	0.7	2.8			1.4	4.
50代	148	14.2	4.7		10.8	31.8	8.1	22.3	1.4	1.4			4.7	1.
60代	136	19.9	2.2		5.9	21.3	3.7	19.1	2.2	3.7			2.2	4.
70代	95	20.0	1.1		13.7	30.5	2.1	24.2	6.3	1.1			4.2	1.
男性 18~19歳	4	20.0	100.0		0.0	25.0	0.0	20.0	0.0	25.0			0.0	0.
生 20代	63	27.0	12.7		9.5	28.6	9.5	20.6	1.6	0.0			0.0	4.
至30代	09	30.0	6.7		8.3	26.7	6.7	23.3	0.0	5.0			1.7	-i
# 401t	//	19.5	3.9		11.7	29.9	9.1	27.3	1.3	2.6			1.3	ν, c
# 504	00	10.5	U.4.		15.2	25.0	13.0	19.7	0.0	L.1			L.5	ų c
# 70/#:	02	21 4	L.D		17.1	10.9	2.0	28.6	2.0	1.7			0.T	o c
女在 18~19版	12	33.3	25.0		0.0	20.02	0.0	16.7	0.0	0.0			16.7	o o
女性 20代	49	20.4	8.2		6.1	32.7	2.0	34.7	2.0	0.0			4.1	6.
± 30代	48	18.8	0.0		0.0	39.6	2.1	39.6	0.0	0.0			2.1	0.
女性 40代	65	10.8	1.5		6.2	41.5	4.6	27.7	0.0	3.1			1.5	w.
女性 50代	82	13.4	4.9		7.3	36.6	3.7	24.4	0.0	1.2			7.3	0.
女性 60代	71	21.1	2.8		0.0	25.4	1.4	16.9	2.8	0.0			1.4	5.
女性 70代	25	16.0	0.0		4.0	32.0	0.0	12.0	16.0	0.0			4.0	4.
夏に5日以上 (年251日以 - )	107	12.1	4.7	18.7	2.8	42.1	8.4	27.1	1.9	4.7	55.1	15.9	1.9	0.9
-2   N F														
(年151日~ (年151日~	119	28.6	6.7	23.5	6.7	28.6	9.5	22.7	1.7	2.5	43.7	12.6	4.2	0.8
週に2日以上			L		C		C		-	C		ç	C	0
150日)	17/		ý.		0.0		0.0		, ,	7.T		.51	7.T	ó
週に1日以上		1					L	1	,	1		1		1
(#51H∼ 100⊟)	144	16./					5.6	27.1	1.4 1.4	0./		16.	y. 2.	1.4
月に1~3日 (年12日~	138	15.9	6.4	6.5	10.1	26.1	<u>.</u> 4.	26.1	0.7	0.7	38.4	15.2	2.9	2.
□/ □[-1~2														
日 (年4日~	57	22.8	8.8	7.0	12.3	28.1	3.5	28.1	0.0	1.8	40.4	10.5	0.0	ж.
年に1~3日	37		0.0		2.7	16.2	2.7		2.7	2.7		18.	0.0	10.8
わからない/覚	00			C	C	200	0		C	C		01	C	9 00
いない	707			5	5	70.0	5		5	0.0		TO.	5	707
2 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	関性 18~19歳 20代 40代 50代 50代 50代 50代 70代 70代 33分代 70代 33分代 33分代 34年 20代 34年 20代 34年 30代 34年 30代 34年 30代 34年 30代 34年 30代 34年 30代 4年 30代 4年 30代 4年 31日 350日 ) 30日 30日 30日 ) 30日 (年4日 ~ (年12日 ~ 4年 ) 30日 ) 40日 ~ 3日 ~		405 405 406 407 408 408 408 408 408 408 408 408 408 408	405   22.0   352   17.0   10.8   17.0   10.8   17.0   10.8   17.0   10.8   10	405   22.0   5.9   1   1   1   1   1   1   1   1   1	405   22.0   5.9   10.6   12.     352   37.5   43.8   6.3   0.4     112   24.1   10.7   15.2   8.8     113   24.1   10.7   15.2   8.8     124   12.5   2.8   9.9   9.9     136   13.5   2.2   13.5   13.5     136   13.0   10.0   13.5   13.5     136   13.0   10.0   13.5   13.5     136   13.0   10.0   13.5   13.5     137   13.1   13.7   13.5     138   13.3   25.0   0.0     144   15.7   2.8   10.4   13.5     155   12.1   2.8   0.0   12.5     156   10.8   1.5   22.0     157   21.1   2.8   22.0     158   159   4.3   6.5   10.4     159   138   15.9   4.3   6.5   10.5     150   138   15.9   4.3   6.5   10.5     150   138   13.5   21.6   0.0     150   150   150     1	405   22.0   5.9   10.6   12.3   26.     108   25.0   3.7   13.9   4.6   35.     112   24.1   10.7   15.2   8.0   30.     113   24.1   10.7   15.2   8.0   30.     114   15.5   2.8   3.7   13.9   4.6   32.     115   24.1   10.7   15.2   8.0   30.     116   25.0   3.7   13.5   4.6   32.     117   25.0   10.1   13.7   13.7   31.     118   15.2   2.0   10.1   13.7   13.7   30.     119   28.0   6.7   15.0   8.3   26.     110   28.1   28.1   10.4   11.7   29.     111   28.0   6.7   22.0   7.3   36.     112   26.8   7.9   20.5   6.7   28.     113   15.9   4.3   6.5   10.1   26.     114   16.7   2.8   8.1   10.4   13.9   35.     115   28.8   8.8   7.0   12.3   28.     116   28.8   8.8   7.0   12.3   28.     117   28.8   6.7   28.8   20.5   20.5     118   15.9   4.3   6.5   10.1   26.     119   28.8   8.8   7.0   12.3   28.     110   28.8   3.6   0.0   0.0   28.     111   28.8   3.6   0.0   0.0   28.     112   28.8   3.6   0.0   0.0   0.0   28.     113   28.8   3.6   0.0   0.0   0.0   28.     114   28.8   3.6   0.0   0.0   0.0   28.     115   28.8   3.6   0.0   0.0   0.0   28.     116   28.8   3.6   0.0   0.0   0.0   28.     117   28.8   3.6   0.0   0.0   0.0   28.     118   28.8   3.6   0.0   0.0   0.0   28.     119   28.8   3.6   0.0   0.0   0.0   28.     110   28.8   3.6   0.0   0.0   0.0   0.0   0.0     111   28.8   3.6   0.0   0.0   0.0   0.0   0.0     111   28.8   3.6   0.0   0.0   0.0   0.0   0.0     111   28.8   3.6   0.0   0.0   0.0   0.0   0.0   0.0     112   3.7   3.8   3.8   3.6   3.6   3.8   3.6   3.6   3.8   3.6   3.6   3.8   3.6   3	10.0   10.0	405   22.0   5.9   10.6   12.3   26.4   7.9     108	10	405   22.0   5.9   10.6   12.3   26.4   7.9   24.0   1.7     16	320         450         106         123         264         75         240         117         32         48           112         27.5         438         16.5         40         32.2         25.9         25.0         0.0         6.3         48           112         27.5         43.8         16.3         10.0         43.8         0.0         25.0         0.0         6.3         25.0         0.0	10	100   100

# ○どのような形で運動・スポーツを実施したか (直近 1 年間に 1 回以上運動・スポーツを実施した人を対象、複数回答)

- 「個人で自由に(71.1%)」が突出して高く、「家族と(18.9%)」「地域の友人と自由に(11.1%)」が続く
- 「個人で自由に」と答える人の割合は、20,30代では男性よりも女性が高く、40代以降は男性が高くなっており、最も高い男性50代では86.4%
- 「家族と」実施した割合は、30 代女性が 33.3%と全性年代で一番高い一方、30 代男性は 8.3%と一番低い
- 「フィットネスクラブ等の民間の会員制スポーツクラブで(9.9%)」は、女性(14.2%)が男性(6.2%)よりも割合が高くなっている
- 「総合型地域スポーツクラブに所属して」と回答した人の割合は 2.4%となっており、男性 (2.7%)の方が女性(2.0%)よりも高いものの、大きな差はない
- 運動実施頻度別にみると、「個人で自由に」は週に 1 日以上実施者で高く、「家族と」と回答した割合は週に 1 日未満の実施者で高い。

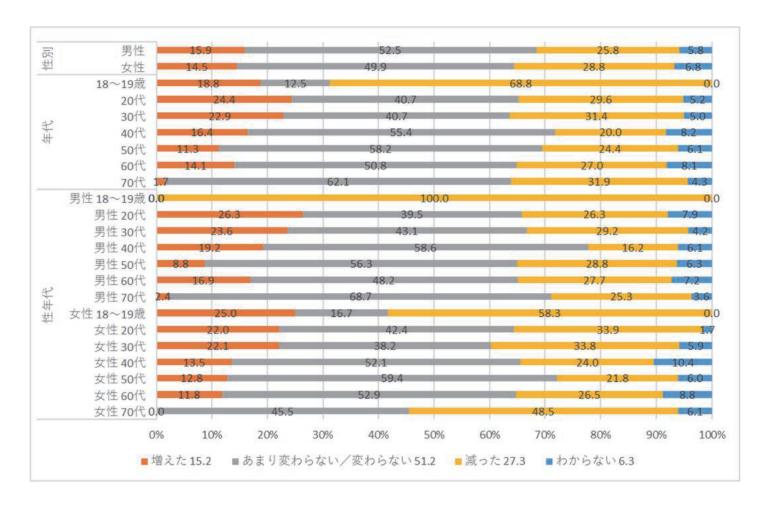


(%)

	全体	: 男性	別女性	18~19縣		# 40K		50/£	男性 18~19点	男性 20代	男性 30代 画件 40件	おは 40代 単件 50代	男性 60代	_	大年18~19版	女 中 中 中 子 子 の 代	女性 40代	女性 50代	女性 60代	女性 70代 油/	層に3日以上 (年251日以上)		適に2日以上 (年101日~ 150日)		月に1~3日   月に1~3日  実 (年12日~		年に1~3日	わからない「重
c	757	405	352	16				136			09	//	65			449	65	82	71		א 107	. 119	. 127	144	138	57	37	źń
職場のクラブや同好会に所属して	4.9	7.4	2.0	0.0				4.4		9.1	15.0		7.7	4	0.0	4 4	1.1	0.0	1,	4.1	74	6.7	6.3	3.5	5.1	5.3	2.7	7:7
学校のクラブや同好会に所属して	9 2.1							0.0													.2	3,5	2.4	-	0.7	3.5	0	
クラブや同好会に所属しておおむね同じ県内の人が加入している																					<u> </u>	4.	4.	4.	2	2	0.	
ックラブを除く)に所属してるクラブや同好会(総合型地域スポー	3.8	5.4	2.0	0.0	1.0	2.1	3.4	3.7	0.0	7.9	3.3	ک. 4 ہا	4.6	8.6	0.0	0.0	0.0	2.4	2.8	2.0	2.8	4.2	8.7	4.2	2.9	0.0	0.0	2
おおむね同じ市町内の人が加入してい	5.0	4.9	5.1	6.3	1.8 5.6	2.8	2.7	9.6	0.0	1.6	8.3	2.0 1.5	9.2	7.1	8.3	2.0	3.1	3.7	6.6	12.0	4.7	8. 4.	6.3	6.3	2.9	3.5	0.0	5
総合型地域スポーツクラブに所属して	2.4	2.7	2.0	0.0	3.7	1.4	2.0	2.2	0.0	4.8	5.0	1.3	1.5	1.4	0.0	7.1 2.1	1.5	1.2	2.8	0.0	1.9	5.0	3.9	0.7	1.4	1.8	2.7	/:3
カブくりの教室で公共施設で行われているスポーツや体	2.9	3.0	2.8	0.0	3.5	1.4	0.7	2.2	0.0	1.6	6.7	9.7	0.0	7.1	0.0	0.0	0.0	1.2	4.2	12.0	3.7	1.7	4.7	5.6	0.0	3.5	0.0	
スポーツクラブでフィットネスクラブ等の民間の会員制								11.0													10.3	20.2	16.5	6.9	5.8	1.8	0.0	Ď
個人で自由に	71							67.6					***************************************								74.8	68.6	71.	74.	.69	57.	70.	Š
地域の友人と自由に	1 1.																				8.	0	7	3 15	6 17	.9 115.	3	
職場の友人と自由に	11.1	1.6	0.5	5.0	5.2	9.5	9.8	9.6	0.0	2.7	8.3	7.8	2.3	0.0	6.7	4.0	0.8	7.3	7.0	0.0	6.5	4.8	8.7	12.5	7.4	5.8	8.1	0.0
	4.4	6.2	2.3	0.0	8.0	7.0	2.0	1.5	0.0	12.7	10.0	9.T	3.1	1.4	0.0	4.2	4.6	2.4	0.0	0.0	1.9	3.4	1.6	6.3	7.2	7.0	5.4	
型域のイベント で	1.7	2.2	1.1	0.0	0.0	2.8	1.4	1.5	0.0	1.6	0.0	2.b	1.5	5.7	0.0	0.0	3.1	1.2	1.4	0.0	4.7	1.7	2.4	0.0	0.0	1.8	5.4	i
職職のイベントで	1.6	2.2	6.0	0.0	D.9	3.5	2.7	0.0	0.0	1.6	1.7	5.2 4.5	0.0	0.0	0.0	0.0	1.5	1.2	0.0	0.0	3.7	1.7	0.0	4:1	2.2	0.0	2.7	ì
際族と	18.9	16.5	21.6	18.8	19.4	24.6	14.9	19.9	25.0	12.7	8.3	23.4 17.1	20.0	20.0	16.7	33.3	26.2	17.1	19.7	24.0	16.8	19.3	16.5	14.6	23.9	24.6	21.6	- 1
から他															0.0							4.2			0.7			

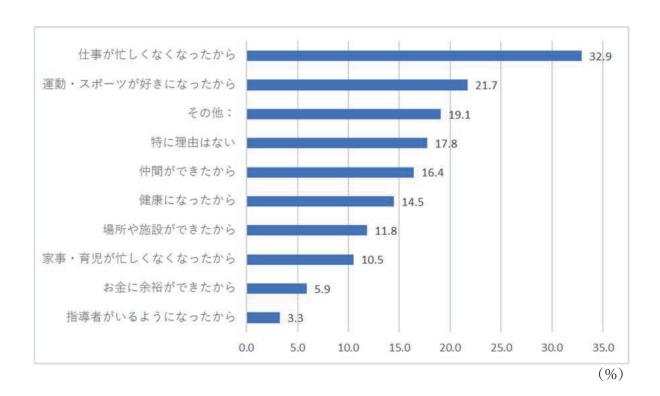
## ○1年前と比べて運動・スポーツを実施する頻度は増えたか減ったか(全員)

- 「増えた(15.2%)」「変わらない(51.2%)」「減った(27.3%)」
- すべての性別、年代別のグループで、「減った」の割合が「増えた」を上回っている
- 性別にみると、男性よりも女性の方が、実施頻度が「減った」とする割合が高い。



## ○実施する頻度が増えた理由(「増えた」と回答した方のみ対象)

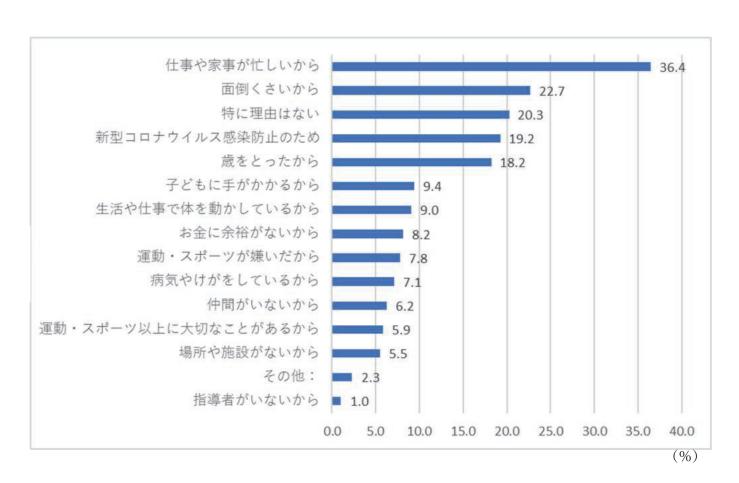
- 「仕事が忙しくなくなったから(32.9%)」「運動・スポーツが好きになったから(21.7%)」 「その他(19.1%)」「特に理由はない(17.8%)」の順に多い
- 性別にみると、「仕事が忙しくなくなったから」は、男性が 40.5%、女性が 24.7%と性差が 大きく、特に 50 代は、男性 57.1%に対し女性が 17.6%となっている



								17.8	20.3	15.1	33.3	15.2	9.4	21.9	25.0	19.2	0.0	0.0	25.0	11.8	26.3	14.3	21.4	0.0	33.3	0.0	6.7	15.4	29.4	16.7	0
井 こ ᅖ	田	<del>t</del> 6	<b>は</b>	3																											
その句								19.1	11.4	27.4	0.0	15.2	15.6	25.0	25.0	15.4	50.0	0.0	10.0	5.9	15.8	14.3	7.1	50.0	0.0	23.1	26.7	38.5	29.4	25.0	0
ほねっ	たス			<u> </u>	<u>ب</u>	好	ttu	21.7		21.9		39.4	21.9	12.5	8.3	15.4	50.0	0.0	40.0	23.5	5.3	14.3	14.3	20.0	66.7	38.5		23.1		16.7	0
ろ お金に	供	架 :	Ŕ I	þ.	HU .	건.	な	5.9	7.6	4.1	33.3	3.0	3.1	9.4	8.3	3.8	0.0	0.0	2.0	5.9	10.5	14.3	7.1	0.0	33.3	0.0	0.0	7.7	5.9	0.0	
なった指導者	がが		· 0	<del>'</del> 6 1	10	13		3.3	3.8	2.7	0.0	0.0	6.3	6.3	4.2	0.0	0.0	0.0	0.0	5.9	5.3	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0	6.7	7.7	0.0	0.0	(
中間が	۳	#0 .	건 :	かっ	ひ			16.4	19.0	13.7	0.0	21.2	21.9	18.8	8.3	11.5	0.0	0.0	25.0	23.5	15.8	0.0	21.4	0.0	0.0	15.4	20.0	23.1		0.0	
必による	角	<u> </u>	Ŕ I	þ.	HU .	건.	かん	11.8	12.7	11.0	0.0	9.1	12.5	12.5	8.3	19.2	0.0	0.0	10.0	11.8	10.5	0.0	28.6	0.0	0.0	7.7	13.3	15.4	11.8	8.3	
乗に	な	U 1	75	か	ι <b>ζ</b> υ			14.5	15.2		33.3	12.1	25.0	15.6	0.0	15.4	0.0	0.0	10.0	29.4	15.8	0.0	14.3	0.0	33.3	15.4	20.0	15.4		16.7	
くなっ家事・	た育			ᆫ	٠.	<b>~</b> :	な	10.5	7.6	13.7	0.0	3.0	15.6	15.6	12.5	7.7	0.0	0.0	0.0	17.6	10.5	0.0	7.1	0.0	0.0	7.7	13.3	23.1	17.6	8.3	
た 仕 ず ず	뉟	٠ د	<b>~</b> :	な・	<b>~</b>	₩ ₩	n	32.9	40.5	24.7	0.0	33.3	34.4	31.3	29.2	34.6	100.0	0.0	35.0	41.2	36.8	57.1	35.7	100.0	0.0	30.8	26.7	23.1	17.6	33.3	
							u	152	6/	73	3	33	32	32	24	26	2	0	20	17	19	7	14	2	m	13	15	13	17	12	
									男性	女性	18~19歳	20代	30代	40代	50代	60代	70代	男性 18~19歳	男性 20代	男性 30代	男性 40代	男性 50代	男性 60代	男性 70代	女性 18~19歳	女性 20代	女性 30代	女性 40代	女性 50代	女性 60代	
								全体	M-Fill	- T				年代										<b>茅</b> 在 法	<b>ー</b> シに計刊.						

# 〇これ以上運動・スポーツの実施頻度を増やせない(増やさない)理由 (「あまり変わらない/変わらない」「減った」と)

- 「仕事や家事が忙しいから(36.4%)」「面倒くさいから(22.7%)」「特に理由はない(20.3%)」 の順に高い
- 性別にみると、「面倒くさいから」は、20~40 代の女性で 30%をこえる割合となっている (他の性年代は全て 30%未満)
- 「新型コロナウイルス感染防止のため」と回答した人の割合は 19.2%。20~40 代よりも 50 代以上で割合が高くなっている
- 年代別にみると、「仕事や家事が忙しいから」は、男女ともに 20~40 代で割合が高い



特に理由はない	2.3 20.3	2.3 21.1	2.3 19.4	5.4 7.7	0.0	1.0 10.9			2.8 30.6					1.4 25.7						2.0 8.2		1.9 25.9		,
かの 他 …		5		1																				
染防止のため新型コロナウイルス感	19.2	18.			17.9						1													
しているから生活や仕事で体を動か	0.6		8.8																					
大切なことがあるから運動・スポーツ以上に	5.9	5.7	6.1	23.1	5.3	6.9	5.4	8.0	3.5	3.7	25.0	8.0	5.8	4.1	5.9	6.3	3.8	22.2	2.2	8.2	8.9	9.3	1.2	1.1
面倒くさいから	22.7	18.8	26.5	30.8	30.5	31.7	24.5	23.9	17.4	9.5	0.0	22.0	25.0	17.6	27.9	19.0	6.4	44.4	40.0	38.8	31.5	21.3	16.0	1.0
だから運動・スポーツが嫌い	7.8	3.6	11.9	7.7	11.6	8.9	7.5	8.5	6.9	3.7	0.0	0.9	3.8	5.4	4.4									
お金に余裕がないから	8.2	9.3	7.1	0.0	16.8	6.9	6.1	6.3	7.6	9.5	0.0	12.0	5.8	8.1	11.8	7.9	10.3	0.0	22.2	8.2	4.1	2.8	7.4	
指導者がいないから	1.0	0.5	1.5	0.0	1.1	0.0	0.7	1.1	2.8	0.0	0.0	2.0	0.0	0.0	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4	0.9	4.9	
仲間がいないから	6.2	6.7	5.8	7.7	10.5	8.9	4.1	5.7	4.9	5.5	25.0	12.0	7.7	2.7	10.3	1.6	6.4	0.0	8.9	10.2	5.5	2.8	7.4	
場所や施設がないから	5.5	5.4	5.6	15.4	15.8	5.9	2.7	4.0	3.5	3.7	50.0	16.0	3.8	0.0	7.4	1.6	3.8	0.0	15.6	8.2	5.5	1.9	4.9	
歳をとつたから	18.2	22.6	13.9	7.7	9.2	8.9	13.6	15.3	22.9	40.4	0.0	0.9	13.5	17.6	27.9	27.0	37.2	11.1	13.3	4.1	9.6	7.4	19.8	
術気やけがをしている	7.1	7.5	8.9	0.0	4.2	2.0	4.8	9.7	0.6	9.5	0.0	0.9	3.8	8.9	5.9	11.1	10.3	0.0	2.2	6.1	2.7	12.0	7.4	
う子どもに手がかかるか	9.4	8.0	10.9	0.0	8.4	36.6	15.6	1.7	0.7	1.8	0.0	4.0	26.9	13.5	2.9	1.6	2.6	0.0	13.3	46.9	17.8	0.9	0.0	1
ら仕事や家事が忙しいか	36.4	36.8	36.1	53.8	51.6	57.4	49.7	34.1	20.8	8.3	25.0	26.0	59.6	45.9	38.2	23.8	10.3	66.7	46.7	55.1	53.4	31.5	18.5	11.01
د	785	389	396	13	95	101	147	176	144	109	4	20	52	74	89	63	78	6	45	49	73	108	81	-
		男性	女性	18~19歳	20代	30代	40代	50代	60代	70代	男性 18~19歳	男性 20代	男性 30代	男性 40代	男性 50代	男性 60代	男性 70代	女性 18~19歳	女性 20代	女性 30代	女性 40代	女性 50代	女性 60代	
	全体	M-Pil		ī	· N		年代	1)	9	1	шI	ΨN	<u>π</u> Ω	ωI	ωI	ωI	###   ]		71	141	141	141	114	-

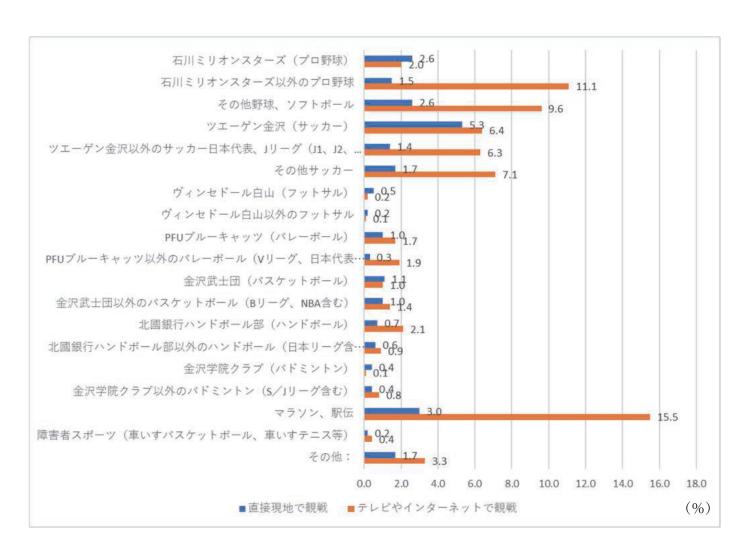
### 〇この 1 年間にどんなスポーツを観戦したか(複数回答)

## 【直接現地で観戦】

- 直接現地で観戦した人の割合は全体で 16.6%
- 性別にみると、男性では 20.5%、女性では 12.7%と差がある。 特に 50 代以上の女性では観戦しなかった人の割合が 90%を超えている
- 協定を結んでいる7チームの中で最も観戦されているのはツエーゲン金沢(5.3%)
- 運動頻度別にみると、運動実施頻度が高いと現地で観戦している人の割合が高く、非実施者・ 頻度不明者で低くなっている

## 【テレビやインターネットで観戦】

- テレビ・インターネットで観戦した人は36.9%
- 性別にみると、男性では 44.7%、女性では 29.2%。 男性ではすべての年代で観戦した人の割合が 4 割を超えている一方で、女性は 3 割程度にとどまっている
- 「マラソン・駅伝(15.5%)」「石川ミリオンスターズ以外のプロ野球(11.1%)」が高い
- 運動頻度別にみると、直接現地で観戦した場合と同様に、運動実施頻度が高いと観戦している 人の割合が高く、非実施者・頻度不明者で低くなっている



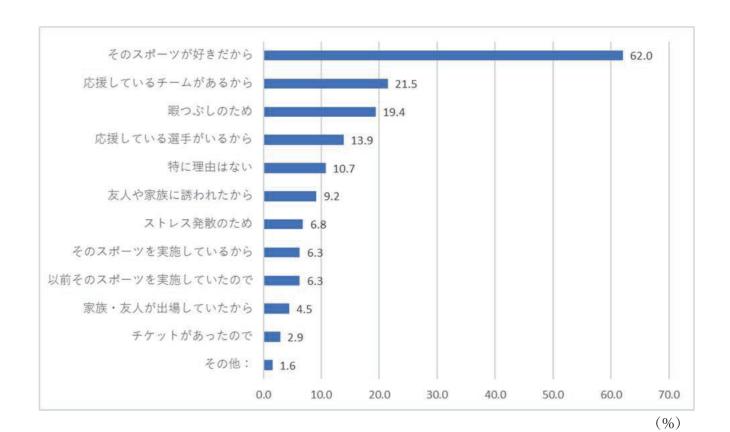
				ŀ	N	3		000	1			1-		7		=			1	1	N	(%)
<ul> <li></li></ul>			1	メート 2 4 H 2 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	2 2 4 3 4 4 6 9 6 9 6 9	ッ H − ル H − ル の 色				トサチワイン	K – ≯;	表合む レーボ・レード ロトリ	4 沢 武	で ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	トボー北國銀	む) ハンド 悪國 銀	ン) 領民計	金沢学	メレン	等)ケット 障害者	46角	≺ # −
リ 野 ゲ 3 数ケ       オ 球 ン 3、ン	リ 野 ゲ 3 数ケ       オ 球 ン 3、ン	リ 野 ゲ 3 数ケ       オ 球 ン 3、ン	野 ゲ J 表ゲ 球 ン 3、ン	イン 3 表ゲン 3 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	表、ゲン	⊅ ≥		ti v.	th ac		_ =	H 🗉				能 ク		۸′			観
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· (1) 金沢 ハ 一 会式 - 一 会式 - 一	(1) (4) (5) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	(1) (4) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	3 余 し カリ			- =	- =	- #		( ×		ソエ		JU ブ		監 色			戦は
ク	ク	ク	( † ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	(十 ) (1) (2)	- グ 交 を		——————————————————————————————————————	- □			4 >		К Ъ		* -		( ×			( 田 田 S	****	しな
S K	S K	S K	<b>6</b> (	9 (	6 (	6				≦	≥		Ð		=		٠.					Ą
_ = _ = _ = _ = _ = _ = _ = _ = _ = _ =	_ = _ = _ = _ = _ = _ = _ = _ = _ = _ =	_ = _ = _ = _ = _ = _ = _ = _ = _ = _ =	- :	4 -	. ·	ф »			D ₃	<b>★</b> €	( =		<b>∠</b> ‡		郶		111 7					Λ t
-) ** e	-) ** e	-) ** e	-)	- )	⊣ ´	ч , , т				9 1	< _		<b>←</b> −		( <		\ _		*******		*********	Ŋ
J	野 プ	J		: -	. —	_			÷	, à					· ^							
1000 2.6 1.5 2.6 5.3 1.4 1.7	2.6 1.5 2.6 5.3 1.4	6 1.5 2.6 5.3 1.4	5 2.6 5.3 1.4	6 5.3 1.4	3 1.4	1.4	1.7		0.5	0.2	1.0	0.3	1.1	1.0	0.7	9.0	0.4	0.4	3.0	0.2	1.7	83.4
3.0 2.4 2.4 7.2	3.0 2.4 7.2 2.0 2	2.4 2.4 7.2 2.0 2	2.4 2.4 7.2 2.0 2	7.2 2.0 2	2.0 2	2	2.4		8.0	0.2	1.2	0.4	1.4	8.0	1.0	1.2	0.8	0.4	3.4	0.2	2.2	79.5
503 2.2 0.6 2.8 3.4 0.8	2.2 0.6 2.8 3.4 0.8	2.2 0.6 2.8 3.4 0.8	0.6 2.8 3.4 0.8	3.4 0.8	0.8		1.0	- 1	0.2	0.2	0.8	0.2	0.8	1.2	0.4	0.0	0.0	0.4	2.6	0.2	1.2	87.3
0.0 0.0 6.3 0.0 0.0	0.0 0.0 6.3 0.0 0.0	0.0 0.0 6.3 0.0 0.0	0.0 6.3 0.0 0.0	0.0 0.0	0.0		0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.3	0.0	0.0	93.8
140 5.0 2.9 0.7 5.7 3.6	5.0 2.9 0.7 5.7 3.6	5.0 2.9 0.7 5.7 3.6	2.9 0.7 5.7 3.6	5.7 3.6	3.6		2.1		0.0	0.0	0.7	0.7	1.4	0.7	0.7	2.1	0.7	0.0	2.9	0.0	0.7	81.4
40/t 195 4.6 0.5 3.1 8.2 1.0 1.5 50/t 213 0.0 0.0 0.0 3.3 3.8 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0	4.6 0.5 3.1 8.2 1.0	4.6 0.5 3.1 8.2 1.0	0.5 3.1 8.2 1.0	8.2 1.0	0.0		1.5		0.0	0.5	1.5	0.5	2.1	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	3.1	0.5	2.1	82.6
185 2.7 1.1 1.6 2.7 1.1	2.7 1.1 1.6 2.7 1.1	2.7 1.1 1.6 2.7 1.1	1.1 1.6 2.7 1.1	2.7 1.1	1.1		1.6		0.0	0.5	1.1	0.0	0.5	0.5	0.5	0.0	0.0	0.0	2.7	0.0	2.7	85.9
116 1.7 0.9 0.0 2.6 0.9	1.7 0.9 0.0 2.6 0.9	1.7 0.9 0.0 2.6 0.9	0.0 0.0 0.0	2.6 0.9	0.0		1.7	- 1	0.9	0.0	1.7	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.6	0.9	1.7	87.1
76 0.0 6.0 0.0 0.0 0.0	0.0 0.0 0.0 0.0	0.0 0.0 0.0 0.0	7.3 6.6 11.8 3.9	11.8	3.0		0.0		1 0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1 0.0	0.0	0,0	0.0	0.0	0.0	100.0
4.2 1.4 6.9 2.8	6.9 4.2 1.4 6.9 2.8	6.9 4.2 1.4 6.9 2.8	4.2 1.4 6.9 2.8	6.9 2.8	2.8		2.8		0.0	0.0	1.4	1.4	1.4	0.0	1.4	4.2	1.4	0.0	2.8	0.0	0.0	76.4
99 5.1 1.0 2.0 11.1 2.0	5.1 1.0 2.0 11.1 2.0	5.1 1.0 2.0 11.1 2.0	1.0 2.0 11.1 2.0	11.1 2.0	2.0		2.0		2.0	1.0	3.0	1.0	4.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	3.0	1.0	2.0	78.8
0.0 1.3 2.5 6.3 0.0	0.0 1.3 2.5 6.3 0.0	0.0 1.3 2.5 6.3 0.0	1.3 2.5 6.3 0.0	6.3 0.0	0.0		2.5		0.0	0.0	0.0	0.0	1.3	1.3	0.0	0.0	0.0	1.3	5.0	0.0	1.3	81.3
83 1.2 1.2 0.0 3.6 1.2	4.8 2.4 2.4 3.6 2.4 1.2 1.2 0.0 3.6 1.2	4.8 2.4 2.4 3.6 2.4 1.2 1.2 0.0 3.6 1.2	1.2 0.0 3.6 1.2	3.6 1.2	1.2		1.2		1.2	0.0	1.2	0.0	0.0	0.0	1.2	1.2	0.0	0.0	3.6	0.0	2.4	85.5
0.0 0.0 8.3 0.0 0.0	0.0 0.0 8.3 0.0 0.0	0.0 0.0 8.3 0.0 0.0	0.0 8.3 0.0 0.0	0.0	0.0		0.0	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.3	0.0	0.0	91.7
59 1.7 1.7 5.1 6.8 1.7	1.7 1.7 5.1 6.8 1.7	1.7 1.7 5.1 6.8 1.7	1.7 5.1 6.8 1.7	6.8 1.7	1.7		1.7		1.7	0.0	0.0	0.0	3.4	6.8	1.7	0.0	0.0	0.0	1.7	0.0	1.7	74.6
2.9 1.5 0.0 4.4 4.4	2.9 1.5 0.0 4.4 4.4	2.9 1.5 0.0 4.4 4.4	1.5 0.0 4.4 4.4	4.4 4.4	4.4		1.5		0.0	0.0	0.0	0.0	1.5	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0	2.9	0.0	1.5	86.8
133 1.5 0.8 3.8 2.3 0.0	1.5 0.8 3.8 2.3 0.0	1.5 0.8 3.8 2.3 0.0	0.0 4.2 5.2 0.0	2.3	0.0		0.0	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.3	0.0	1.5	90.2
1.0 0.0 2.0 0.0	1.0 0.0 2.0 0.0	1.0 0.0 2.0 0.0	0.0 1.0 2.0 0.0	2.0	0.0		1.0		0.0	1.0	1:0	0.0	1.0	1.0	0.0	0.0	0:0	0:0	2.9	0.0	0.0	90.2
33 3.0 0.0 0.0 0.0 0.0	3.0 0.0 0.0 0.0 0.0	3.0 0.0 0.0 0.0 0.0	0.0 0.0 0.0	0.0 0.0	0.0		3.0	1	0.0	0.0	3.0	3.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.0	0.0	90.9
	5.6 3.7 2.8 6.5 1.9	5.6 3.7 2.8 6.5 1.9	3.7 2.8 6.5 1.9	6.5 1.9	1.9		2.8		6.0	6:0	1.9	0.9	1.9	1.9	1.9	6:0	6:0	6.0	6.5	6.0	1.9	75.7
週に3日以上 (年151日~ 119 6.7 2.5 5.0 6.7 2.5 0.0 250日)	6.7 2.5 5.0 6.7 2.5	6.7 2.5 5.0 6.7 2.5	5 5.0 6.7 2.5	0 6.7 2.5	2.5		0.0	1	0.0	0.0	2.5	0.8	4.2	1.7	0.8	1.7	0.8	0.0	2.5	0.0	1.7	79.8
過に2日以上 150日) 127 1.6 2.4 4.7 6.3 1.6 2.4	1.6 2.4 4.7 6.3 1.6	2.4 4.7 6.3 1.6	2.4 4.7 6.3 1.6	6.3	1.6		2.4		0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	2.4	1.6	1.6	0.8	1.6	5.5	0.0	0.8	74.0
適に日以上 (455日~ 144 2.8 2.1 2.1 6.3 2.1 2.1	2.8 2.1 2.1 6.3 2.1	2.1 2.1 6.3 2.1	2.1 6.3 2.1	6.3 2.1	2.1		2.1	t t	0.7	0.0	0.0	0.0	0.7	4	0.0	0.7	0.0	0:0	3.5	0.0	2.1	81.9
38									***************************************												***************************************	
(#12E∼ 138 0.7 1.4 1.4 6.5 1.4 1.4 50E)	0.7 1.4 1.4 6.5 1.4	1.4 6.5 1.4	1.4 6.5 1.4	6.5	1.4		1.4		4. 4.	0.0	0.7	0.0	0.7	0.7	0.7	0.0	0.7	0.0	2.9	0.0	<u>.</u> .	84.1
33bAjC1~2 (f.444~ 57 3.5 0.0 1.8 10.5 0.0 1.8	3.5 0.0 1.8 10.5 0.0	5 0.0 1.8 10.5 0.0	1.8 10.5 0.0	10.5 0.0	0.0		1.8		0.0	0:0	0.0	0:0	0.0	0.0	0.0	0:0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.5	80.7
年にL-3目 37 2.7 0.0 2.7 5.4 0.0 0.0	2.7 0.0 2.7 5.4 0.0 0	0.0 2.7 5.4 0.0 0	0.0 2.7 5.4 0.0 0	5.4 0.0 0	0.0 0.0	0	0.0	1	0.0	0.0	2.7	0.0	2.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.7	86.5
わからない/覚える 0.0 0.0 0.0 3.6 0.0 3.6	0.0 0.0 0.0 3.6 0.0	0 0.0 3.6 0.0	0.0 3.6 0.0	3.6 0.0	0.0		3.6		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	96.4
								l														ĺ

「テレビやイ	【テレビやインターネットで観戦】	[看戦]																				(%)
			(姓)	日日田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	₩ €	ĕΤ	〕 □ × - ×	₩ €		↑ ↑ † 	ボ P 表		( ( ( )	(米)	下北 末國	ハ北の一	(人)	金い	۱ ح	等ケ障(ショ	₩ €	スポ
					(単)	ı –	1	3 包		· ^	. >	*	( 档				 〔計		· >		( 型	<u> </u>
			⇒ .	⇒.	話	\$		Ф:	<b>4</b>		т :	- ;	+11				匠.		ハ ′			> 1
			k /	k /	<b>」</b>	·> ᡧ		, t			—— ≥ –		<b>5</b> (				ر ا ا		<u></u>			麗 雅
			\ K	, K	>	# K	· 二	; –		. =	- ++		( ×		·		· ħ		€ 17		••••	¥ ±
			Þ	4		(	_ 		Ш	Ш	4		К		*		(				••••	د
			_	-		Φ	グ外		∃	=	∌.		4		_		×				••••	な
			K	K	*	Þ	6 (	**********	(	<b>⋈</b>	٧		Ð		<del></del>		٠/ـ		*******			Ŕ
			(1	ጟ :	- :	₽ <b>-</b>	т, Т,		ν:	女 (	( :		<b>∠</b> ‡		郶					IЬ 1		<b>υ</b> 1
			h [	★ (		- )	ч , ў †		ē _	6 1	 < -		— ⊬ -		( =		ハ -					닌
			□ #	3 1			R -		 _ ‡	\			_		 < ^			11 /			***********	
		L	Ŧ	`			-			,	-				`	6		\				
全体		1000	2.0	11.1	9.6	6.4	6.3	7.1	0.2	0.1	1.7	1.9	1.0	4.1	2.1	6.0	0.1	0.8	15.5	0.4	3.3	63.1
10-14	男性	497	2.4	15.9	12.9	9.1	8.7	10.3	0.4	0.2	3.2	2.2	1.4	1.6	2.2	1.0	0.2	0.4	17.1	0.2	4.2	55.3
	女性	503	1.6	6.4	6.4	3.8	4.0	4.0	0.0	0.0	0.2	1.6	9.0	1.2	2.0	0.8	0.0	1.2	13.9	9.0	2.4	70.8
	18~19歳	16	0.0	6.3	25.0	12.5	12.5	6.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.3	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	6.3	56.3
	20代	135	0.7	11.11	10.4	8.9	3.0	4.4	0.0	0.0	0.0	0.0	1.5	3.7	1.5	0.7	0.0	0.0	6.7	0.0	2.2	62.2
	30/L	140	5.0	11.4	3.6	6.4	6.4	8.6	0.0	0.0	1.4	1.4	0.7	0.7	2.1	1.4	0.0	0.0	8.6	0.0	2.9	61.4
年代	40代	195	3.1	15.4	7.7	9.5	6.7	6.2	0.5	0.5	3.1	3.6	1.5	1.5	2.1	1.5	0.5	1.0	13.3	0.5	2.6	64.6
	50/t	213	6.0	6.6	12.2	5.6	7.5	6.1	0.5	0.0	6.0	2.3	6.0	6.0	1.9	0.5	0.0	1.9	17.8	0.0	3.3	62.9
	60ft	185	1.1	7.0	9.2	2.7	2.7	8.6	0.0	0.0	2.2	2.2	1.1	1.1	1.6	0.5	0.0	1.1	21.1	0.5	3.8	66.5
	70/t	116	1.7	12.9	12.9	5.2	6.9	9.5	0.0	0.0	2.6	0.9	0.0	0.0	4.3	0.0	0.0	0.0	23.3	1.7	5.2	59.5
	男性 18~19歳	4	0.0	25.0	20.0	20.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	0.0	25.0	0.0
	男性 20代	76	1.3	17.1	11.8	13.2	3.9	7.9	0.0	0.0	0.0	0.0	1.3	1.3	0.0	0.0	0.0	0.0	7.9	0.0	1.3	56.6
	男性 30代	72	5.6	19.4	5.6	9.7	6.9	9.7	0.0	0.0	2.8	1.4	0.0	0.0	1.4	1.4	0.0	0.0	œ ;	0.0	2.8	52.8
	男性 40代	55 65	3.0	22.2	11.11	11.1	14.1	11.1	1.0	0.0	0.1	6.1	3.0	3.0	2.0	2.0	0.0	0 .	14.1	0.0	2.0	7.4. 7.5.
	2017 甲性 604	00 00	L.3	12.5	12.3	0.0	11.3	12.0	T.0	0.0	2.0	2.3	2.3	2.3	4.0	0.0	0,0	V. C	24.0	0,0	0,0	0.00
	五年 50代 里件 70代	8 00	4.7	ь 4.0	12.5	4.2	4.4	13.3	0.0	0.0	0 %	4 C	7.0	7.0	7.0	0.0	0 0	0 0	27.0	0.0	7.7	0.77 8.77
性年代	女性 18~19歳	12	0.0	0.0	16.7	0.0	0.0	0,00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0 0	o c	16.7	0.0	2. O	75.0
	女性 20代	59	0.0	3.4	8.5	3.4	1.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.7	6.8	3.4	1.7	0.0	0.0	5.1	0.0	3.4	69.5
	女性 30代	89	4.4	2.9	1.5	2.9	5.9	7.4	0.0	0.0	0.0	1.5	1.5	1.5	2.9	1.5	0.0	0.0	8.8	0.0	2.9	70.6
	女性 40代	96	3.1	8.3	4.2	7.3	5.2	1.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0	2.1	1.0	0.0	1.0	12.5	0.0	3.1	75.0
	女性 50代	133	8.0	8.3	8.3	3.8	5.3	3.8	0.0	0.0	0.0	2.3	0.0	0.0	1.5	0.0	0.0	2.3	15.0	0.0	3.0	67.7
	女性 60代	102	0.0	5.9	5.9	2.9	2.9	4.9	0.0	0.0	1.0	2.0	1.0	1.0	2.0	1.0	0.0	2.0	18.6	1.0	1.0	73.5
	女性 70代	33	3.0	9.1	9.1	0.0	0.0	9.1	0.0	0.0	0.0	3.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	24.2	6.1	0.0	63.6
	週に5日以上	7	7	L	C	1	1	7		C	0	C	C	7		7	0	C	Ç	C	1	]
	(+231 [1%]	701	,	LD.9	J.	ú.	<del>,</del>	1	) )		v	v	.; v	i.	0.7	L.Y	v		7.77		·.	0.70
	週に3日以上																					
	(年151日~	119	2.0	13.4	8.4	9.5	10.1	4.2	0.0	0.0	2.5	3.4	4.2	2.5	0.8	1.7	0.0	0.8	20.2	0.8	6.7	57.1
	250日)	AND DESCRIPTION OF THE PERSONS AND THE PERSONS	-		***************************************	***************************************		ATTACAMATACAM	***************************************	***************************************			***************************************	***************************************	***************************************	***************************************						
	(年101日~	127	0.0	15.7	14.2	7.1	6	10.2	0.0	0 0	8		0	0	0	1	0		22.0	0 0		48.0
	150日)	777	9		7:17	Ţ: ,	)	7		5		5		5		9	5	5				9
	77																					
スポーツ実施頻	(年51日~	14 44	2.8	13.2	14.6	0.6	11.1	12.5	0.0	0.0	2.1	2.8	0.7	2.8	3.5	1.4	0.0	0.0	20.8	0.0	3.5	56.3
	(年12日~	138	1.4	13.0	13.0	7.2	6.5	8.0	0.0	0.0	1.4	1.4	0.7	0.0	1.4	0.0	0.0	0.0	15.9	0.0	2.2	57.2
	20日)																					
	3か月に1~2 (年4日)		0	Ç	0	C	C	C	0	C	0	0	c	0	0	C	Ċ	0	0	c	C	1
	11(1)	'n	T.0	14.3	0	C:01	j J		O. T	5	D.	O .	5			9	) 5	D.:				
	年(こ1~3日	37	2.7	10.8	5.4	2.7	5.4	2.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.7	0.0	0.0	0.0	0.0	8.1	0.0	2.7	64.9
	わからない/覚	28	0.0	3.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.6	0.0	0.0	92.9
	えていない	ì	;	;	-	5	2	)	)	;		2	3		)		 }	;		)	)	i

## 〇スポーツを観戦した理由

## (直近1年間に現地またはテレビ・インターネットでスポーツを観戦した人対象、複数回答)

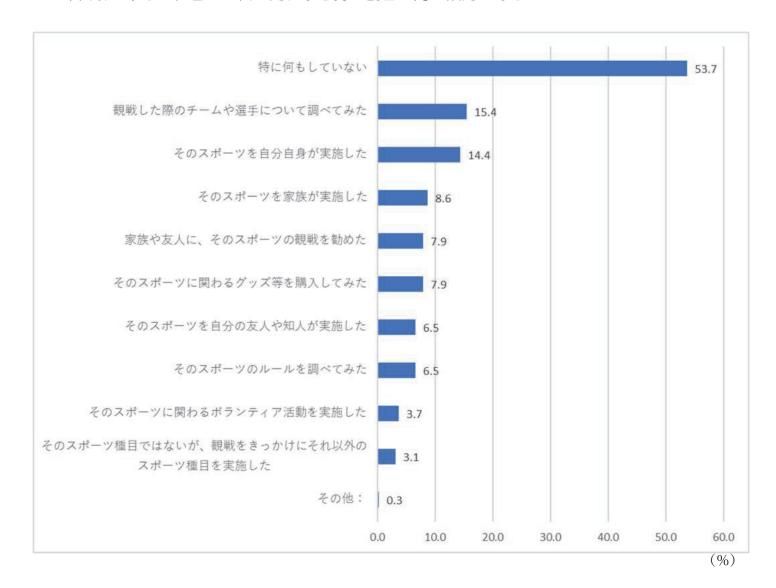
- 「そのスポーツが好きだから(62.0%)」「応援しているチームがあるから(21.5%)」「暇つぶしのため(19.4%)」の順に高い。
- 性別にみると、「そのスポーツが好きだから(62.0%)」で、男性(70.0%)が女性(50.3%)よりも高い。一方「友人や家族に誘われたから(9.2%)」では、女性(13.5%)が男性(6.2%)よりも割合が高い
- 全ての年代で「そのスポーツが好きだから」の割合が一番高い



														(%)
			かそ	てそ	施以	あ応	る応	暇	ス	か友	い家	チ	7	特
			5 O	いの	し前	る援	か援	つ	١.	ら人	た族	ケ	0	(C
			スポ	るス	7 7	かし	5 U	ぶ	レ	や	か・	ツ	他	理
			ポ	かポ	いの	らて	7	U	ス	家	ら友	<u>۱</u>	:	由
			I	5	たス	C)	い	0	発	族	\ \ \	が		は
			y *s	ツ	のポ	る	3	た	散	(5	が	あ		な
			が	を	ਰ	۶ ا	選	め	<i>о</i>	誘	出	っ		()
			好	実施	ツ を	л Д	手 が		ため	h h	場し	た の		
		n	きだ	ne L	室	が	l)		8)	1L t=	7	0) To	I AAAAA	
全体		382	62.0	6.3	6.3	21.5		19.4	6.8	/-	4.5	2.9	1.6	10.7
	男性	227	70.0	8.4	8.4	21.1	14.5	20.7	7.9	6.2	3.5	2.6	0.4	9.3
性別	女性	155	50.3	3.2	3.2	21.9		17.4	5.2		5.8	3.2		
	18~19歳	7	42.9	14.3	0.0	42.9	28.6	42.9	14.3		0.0	0.0		
	20代	58	44.8	8.6	3.4	17.2	8.6	25.9	10.3		0.0	6.9	3.4	
	30代	55	61.8	5.5	18.2	9.1	14.5	23.6	14.5		5.5	0.0		
年代	40代	71	67.6	9.9	9.9	22.5	16.9	19.7	5.6	11.3	11.3	2.8	1.4	9.9
	50代	79	63.3	3.8	5.1	31.6	19.0	8.9	3.8		5.1	3.8		
	60代	65	72.3	4.6	0.0	13.8	6.2	12.3	3.1	3.1	1.5	1.5		
	70代	47	61.7	4.3	2.1	29.8	14.9	29.8	4.3	2.1	2.1	2.1	0.0	6.4
	男性 18~19歳	4	50.0	25.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	
	男性 20代	35	57.1	14.3	2.9	17.1	8.6	31.4	17.1	11.4	0.0	5.7	0.0	5.7
	男性 30代	35	68.6	8.6	22.9	8.6	14.3	22.9	17.1	0.0	2.9	0.0	0.0	8.6
	男性 40代	46	69.6	10.9	13.0	19.6	19.6	21.7	6.5	6.5	6.5	4.3	2.2	10.9
	男性 50代	36	77.8	5.6	8.3	27.8	13.9	8.3	0.0	8.3	5.6	5.6	0.0	5.6
	男性 60代	36	77.8	5.6	0.0	13.9	8.3	16.7	5.6	5.6	2.8	0.0	0.0	16.7
性年代	男性 70代	35	71.4	2.9	2.9	37.1	17.1	25.7	2.9	2.9	2.9	0.0	0.0	5.7
1±4-1 V	女性 18~19歳	3	33.3	0.0	0.0	33.3	0.0	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0		0.0
	女性 20代	23	26.1	0.0	4.3	17.4	8.7	17.4	0.0	30.4	0.0	8.7	8.7	0.0
	女性 30代	20	50.0	0.0	10.0	10.0	15.0	25.0	10.0		10.0	0.0		
	女性 40代	25	64.0	8.0	4.0	28.0	12.0	16.0	4.0		20.0	0.0		
	女性 50代	43	51.2	2.3	2.3	34.9	23.3	9.3	7.0		4.7	2.3	7.0	
	女性 60代	29	65.5	3.4	0.0	13.8	3.4	6.9	0.0		0.0	3.4		
	女性 70代	12	33.3	8.3	0.0	8.3	8.3	41.7	8.3	0.0	0.0	8.3	0.0	8.3
	週に5日以上													
	(年251日以 上)	48	64.6	4.2	8.3	31.3	12.5	18.8	10.4	6.3	6.3	2.1	2.1	12.5
	週に3日以上													
	(年151日~	53	64.2	9.4	9.4	15.1	20.8	15.1	7.5	3.8	3.8	7.5	1.9	11.3
	250日)	33	02	51.	51.	10.1	20.0	10.1	,,,	5.0	5.0	,,,	1.0	11.0
	週に2日以上													
	(年101日~	68	63.2	8.8	7.4	25.0	10.3	10.3	7.4	16.2	2.9	0.0	0.0	8.8
	150日)	00	33.2	5.0		25.0	13.5	10.5	,	13.2		0.0	3.0	3.0
直近1年間の	週に1日以上													
スポーツ実施頻	(年51日~	64	62.5	7.8	7.8	20.3	12.5	31.3	9.4	6.3	1.6	4.7	0.0	4.7
度	100日)	0-1	02.5	7.0	7.0	20.5	12.5	31.3	5.4	0.5	1.0	7.7	0.0	7./
_	月に1~3日													
	(年12日~	64	62.5	7.8	3.1	20.3	14.1	21.9	7.8	17.2	1.6	3.1	1.6	9.4
	50日)	0-1	02.5	,.0	5.1	20.5	1 7.1	21.3	7.0	17.2	1.0	3.1	1.0	3.4
	3か月に1~2													
	日 (年4日~	24	54.2	4.2	4.2	20.8	12.5	20.8	0.0	4.2	16.7	4.2	8.3	12.5
	11日)	24	54.2	7.2	7.2	20.0	12.3	20.0	0.0	7.2	10.7	7.2	0.5	12.3
	年に1~3日	13	46.2	0.0	0.0	15.4	7.7	15.4	0.0	15.4	7.7	0.0	0.0	7.7
	わからない/覚										1			
	えていない	3	66.7	0.0	0.0	33.3	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3
<u> </u>	/L C V 1/0.V 1							8						

# ○観戦したスポーツ種目とのその後の関わり (直近 1 年間に現地またはテレビ・インターネットでスポーツを観戦した人対象、複数回答)

- 「特に何もしていない(53.7%)」が最も高く、「観戦した際のチームや選手について調べてみた(15.4%)」「そのスポーツを自分自身が実施した(14.4%)」が続く
- 性別にみると、観戦後にその種目と何らかのかかわりを持った人の割合は、男性で 48.9%、 女性で 42.6%と男性の方が高い
- 年代別にみると、若い世代で関わりを持つ割合が高い傾向がある

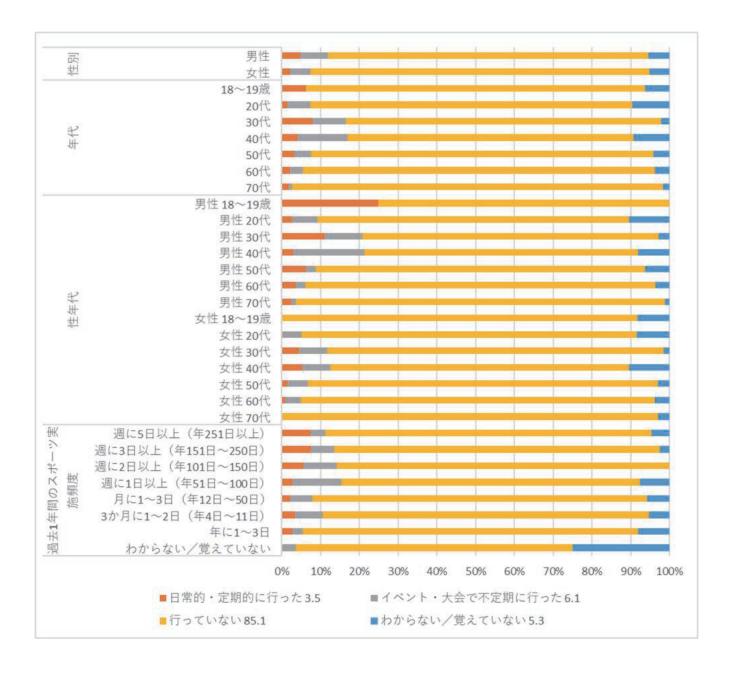


													(%)
		n	したそのスポーツを自分自身が実施	そのスポーツを家族が実施した	人が実施したそのスポーツを自分の友人や知	ポーツ種目を実施した観戦をきっかけにそれ以外のスそのスポーツ種目ではないが、	ティア活動を実施したそのスポーツに関わるボラン	観戦を勧めた家族や友人に、そのスポーツの	みたそのスポーツのルールを調べて	いて調べてみた観戦した際のチームや選手につ	を購入してみたそのスポーツに関わるグッズ等	その他:	特に何もしていない
全体		382	14.4	8.6	6.5	3.1	3.7	7.9	6.5	15.4	7.9	0.3	53.7
性別	男性	227	19.8	7.0		3.5	5.7		6.6	16.3			<u> </u>
1233	女性	155	6.5	11.0		2.6	0.6		6.5	14.2	7.7		
	18~19歳	7	42.9	0.0		0.0	0.0		28.6	14.3	0.0		
	20代 30代	58 FF	22.4 18.2	5.2 10.9		5.2	1.7 7.3		19.0	19.0 10.9	12.1 3.6	0.0	
年代	40代	55 71	14.1	21.1	8.5	5.5 5.6	7.3		7.3 4.2	16.9	8.5		<u> </u>
110	50代	79	10.1	5.1	3.8	1.3	1.3		3.8	20.3	10.1	0.0	
	60代	65	7.7	7.7		1.5	3.1		3.1	13.8	9.2	0.0	
	70代	47	12.8	0.0		0.0	2.1		0.0	8.5	2.1		
	男性 18~19歳	4	50.0	0.0		0.0	0.0		25.0	25.0	0.0		
	男性 20代	35	25.7	2.9		8.6	2.9		17.1	17.1	8.6		·
	男性 30代	35	22.9	11.4	17.1	5.7	11.4	14.3	8.6	14.3	2.9	0.0	28.6
	男性 40代	46	19.6	13.0	10.9	4.3	10.9	2.2	4.3	21.7	8.7	2.2	47.8
	男性 50代	36	16.7	5.6	5.6	0.0	2.8	13.9	8.3	22.2	16.7	0.0	55.6
	男性 60代	36	13.9	8.3	8.3	2.8	2.8	2.8	0.0	11.1	8.3	0.0	63.9
性年代	男性 70代	35	17.1	0.0	2.9	0.0	2.9	5.7	0.0	8.6	2.9	0.0	71.4
1生年1人	女性 18~19歳	3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3
	女性 20代	23	17.4	8.7		0.0	0.0	13.0	21.7	21.7	17.4	0.0	30.4
	女性 30代	20	10.0	10.0		5.0	0.0		5.0	5.0	5.0		
	女性 40代	25	4.0	36.0		8.0	0.0		4.0	8.0	8.0		
	女性 50代	43	4.7	4.7		2.3	0.0		0.0	18.6	4.7		
	女性 60代	29	0.0	6.9		0.0	3.4		6.9	17.2	10.3	0.0	
	女性 70代	12	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.3	0.0	0.0	91.7
	週に5日以上 (年251日以 上)	48	14.6	6.3	8.3	2.1	6.3	6.3	14.6	18.8	8.3	0.0	60.4
	週に3日以上 (年151日〜 250日)	53	24.5	5.7	11.3	3.8	1.9	9.4	3.8	22.6	11.3	0.0	50.9
	週に2日以上 (年101日~ 150日)	68	16.2	11.8	5.9	7.4	2.9	11.8	7.4	16.2	13.2	0.0	47.1
直近1年間の スポーツ実施頻 度	週に1日以上 (年51日〜 100日)	64	15.6	6.3	6.3	3.1	4.7	6.3	4.7	7.8	7.8	0.0	53.1
	月に1~3日 (年12日~ 50日)	64	12.5	14.1	4.7	0.0	4.7	7.8	6.3	14.1	4.7	0.0	51.6
	3か月に1~2 日(年4日~ 11日)	24	12.5	16.7	8.3	4.2	8.3	8.3	8.3	8.3	4.2	4.2	45.8
	年に1~3日	13	15.4	7.7	7.7	7.7	0.0	0.0	7.7	15.4	0.0	0.0	38.5
	わからない/覚 えていない	3	33.3	0.0		0.0	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	

## ○この 1 年間にスポーツに関するボランティア活動を実施したか(全員)

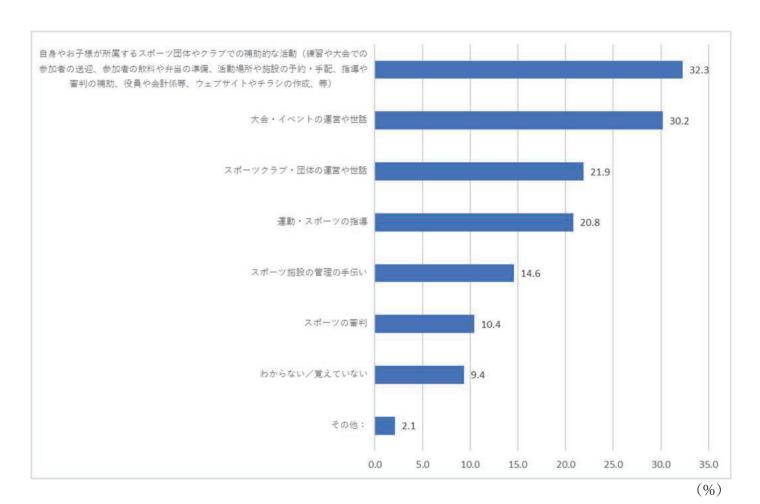
- ボランティアを実施した人の割合は「日常的・定期的に行った(3.5%)」と「イベント・大会で不定期に行った(6.1%)」をあわせて9.6%
- 性別にみると、ボランティアを実施した人の割合は、女性よりも男性の方が高い。
- 年代別にみると、男女ともに、20~40代の方が、50代以上よりもボランティア活動の実施率が高い
- スポーツ実施頻度別にみると、週に 1~2 日実施者でボランティアを実施した人の割合が最も 高くなっている(令和元年度スポーツ庁調査でも同様の傾向)

						(%)
			た日	期イ	行	なわ
			常	にベ	っ	いか
			的	行ン	τ	5
				つト	()	な
			定	た・	な	ر) ا
			期			
				大	C)	
			的	会		覚
			(2	で		え
		n	行っ	不定		てい
全体		1000	3.5	6.1	85.1	5.3
.h#□ul	男性	497	4.8	7.0	82.7	5.4
性別	女性	503	2.2	5.2	87.5	5.2
	18~19歳	16	6.3	0.0	87.5	6.3
	20代	135	1.5	5.9	83.0	9.6
	30代	140	7.9	8.6	81.4	2.1
年代	40代					
<del></del> 10	50代	195	4.1	12.8	73.8	
		213	3.3	4.2	88.3	4.2
	60代	185	2.2	3.2	90.8	3.8
	70代	116	1.7	0.9	95.7	1.7
	男性 18~19歳	4	25.0	0.0	75.0	0.0
	男性 20代	76	2.6	6.6	80.3	10.5
	男性 30代	72	11.1	9.7	76.4	2.8
	男性 40代	99	3.0	18.2	70.7	8.1
	男性 50代	80	6.3	2.5	85.0	6.3
	男性 60代	83	3.6	2.4	90.4	3.6
	男性 70代	83	2.4	1.2	95.2	1.2
性年代	女性 18~19歳	12	0.0	0.0	91.7	8.3
	女性 20代	59	0.0	5.1	86.4	8.5
	女性 30代	68	4.4	7.4	86.8	1.5
	女性 40代	96	5.2	7.3	77.1	10.4
	女性 50代			5.3		
		133	1.5		90.2	3.0
	女性 60代	102	1.0	3.9	91.2	3.9
	女性 70代	33	0.0	0.0	97.0	3.0
	週に5日以上					
	(年251日以	107	7.5	3.7	84.1	4.7
	上)					
	週に3日以上					
	(年151日~	119	7.6	5.9	84.0	2.5
	250日)					
	週に2日以上					
	(年101日~	127	5.5	8.7	85.8	0.0
	150日)	/				
直近1年間の	週に1日以上					
スポーツ実施頻		144	2.8	12.5	77.1	7.6
度	100日)	1-1-1	2.0	12.5	//.1	7.0
/52	月に1~3日					
	(年12日~	138	2.3	F 0	06.3	
		138	2.2	5.8	86.2	5.8
	50日)					
	3か月に1~2					
	日(年4日~	57	3.5	7.0	84.2	5.3
	11日)					
	年に1~3日	37	2.7	2.7	86.5	8.1
	わからない/覚	2.0	0.0	2 -		
	えていない	28	0.0	3.6	71.4	25.0



# ○どのようなボランティア活動を行ったのか (直近 1 年間にボランティアを実施した人を対象、複数回答)

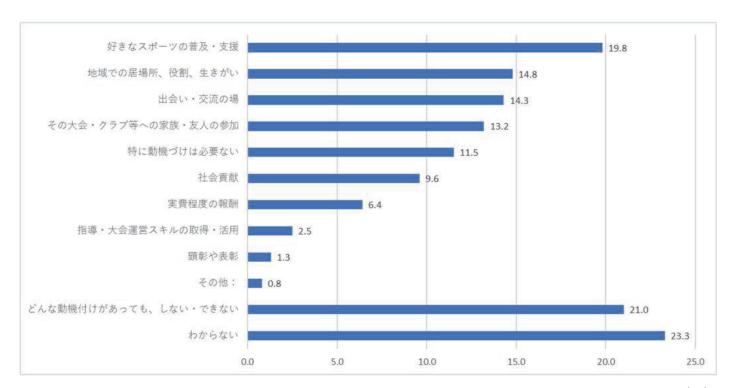
- 「自身やお子様が所属するスポーツ団体やクラブでの補助的な活動(32.3%)」が最も多く、「大会・イベントの運営や世話(30.2%)」「スポーツクラブ・団体の運営や世話(21.9%)」「運動・スポーツの指導(20.8%)」が続く
- 性別にみると、男性では「運動・スポーツの指導(30.5%)」「スポーツクラブ・団体の運営や世話(28.8%)」「スポーツの審判(13.6%)」が高く、女性では、送迎や弁当の準備などの「自身や子供の所属するスポーツ団体やクラブでの補助的な活動」の割合が43.2%と高い



									(%)
		運	ス	ス	ス	大	成役所のブ自	7	わ
		動	ポ	ポ	ポ	会	`員や送で身	o o	か
			1	I	1		等や施迎のや	他	5
		ス	Ŋ	y	y	1	○会設 `補お	:	な
		ポ	の	ク	施	ベ	計の参助子		U)
		1	審	ラ	設	ン	係予加的様		/
		ッ	判	ブ	の	-	等約者なが		覚
i		0		•	管	の	`・の活所		え
		指		団	理	運	ウ 手 飲 動 属		τ
		導		体	の	営	エ配料 へす		U)
				Ø	手	t <sup>5</sup>	ブ゛や練る		な
				運	伝	世	サ指弁習ス		U)
				営	()	話	イ導当やポ		
				ゃ			トやの大丨		
				世			や審準会ツ		
				話			チ判備で団		
							ラの `の体		
							シ補活参や		
							の助動加ク		
							作 、場 者 ラ		
全体		20.8	10.4	21.9	14.6	30.2	32.3	2.1	9.4
性別	男性	30.5	13.6	28.8	15.3	30.5	25.4	0.0	8.5
ユニカリ	女性	5.4	5.4	10.8	13.5	29.7	43.2	5.4	10.8
	18~19歳	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	20代	20.0	10.0	30.0	20.0	30.0	10.0	0.0	10.0
	30代	30.4	17.4	30.4	34.8	30.4	17.4	0.0	4.3
年代	40代	12.1	6.1	15.2	9.1	36.4	57.6	3.0	9.1
	50代	18.8	12.5	12.5	6.3	12.5	37.5	6.3	12.5
	60代	30.0	10.0	10.0	0.0	50.0	10.0	0.0	20.0
	70代	0.0	0.0	100.0	0.0		0.0		

## ○どんなきっかけや動機づけがあれば、ボランティア活動を実施・継続するか(全員、複数回答)

- 「好きなスポーツの普及・支援(19.8%)」「地域での居場所、役割、生きがい(14.8%)」「出会い・交流の場(14.3%)」の順に高い
- 「どんな動機付けがあってもしない・できない」という回答が 21.0%あり、男性では 20~60 代、女性でも 20~50 代は選択率が 20%程度であるのに対し、男性 70 代は 38.8%、女性は 60 代で 36.3%、70 代で 48.5%と高齢になるほど選択率が高くなっている
- 男性の「好きなスポーツの普及・支援」が動機づけとして有効と回答した人の割合は各年代の 女性よりも高い
- 女性は「その大会・クラブ等への家族・友人の参加」を選択した人の割合が、70 代以外の各年代で男性よりも高い



(%)

	Г		-		- 7	H		ł		1	ı	**
			H (		<b>亡</b> 〈	盟 %		₩ #	m なし	₩ (		<del>Q</del> 4
	r to	まる	[A S	が。		4 年	※ 族の 大		m	9 色	も、 らな	Į (S)
					単	长		極				な
	*		<del>K</del> X			強		6	'n			5
			娯					幸	Ð		•	
	Ð	出	6 ;	ĮЩ				<b>M</b>	<u>t</u>			
	6 :	, !	灣	Κ.					·			
	iii	ॐ		++ =								
	1000	14.8	14.3	2.5	9.6	1.3	13.2	6.4	11.5	0.8	11	23.3
	. 26.	16.9	17.3	3.4	13.1	2.0	11.1	7.4	12.1	0.2	17.3	20.3
<u> </u>	503 13.5	12.7	11.3	1.6	6.2	9.0		5.4	10.9	1.4	24.7	26.2
ı ' 'l		25.0	56.3	6.3	6.3	6.3	25.0	18.8	6.3	0.0	0.0	12.5
H	28.	20.0	20.0	5.9	11.1	1.5	7.4	5.9	8.1	0.0	14.1	23.0
Ť		19.3	15.7	4.3	10.0	4.3	15.7	14.3	7.9	1.4	14.3	17.9
Ž.	195 20.0	13.8	11.8	2.6	8.2	1.0	17.9	6.7	12.3	1.0	18.5	26.2
hi		12.7	10.8	1.9	8.9	6.0		6.1	13.6	1.4	18.3	30.0
ĭ		12.4	10.8	0.0	10.3	0.0	9.7	2.7	11.4	0.5	27.6	23.8
H-i		11.2	16.4	6.0	10.3	0.0		1.7	15.5	0.0	38.8	13.8
	4 50.0	50.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	0.0	0.0	0.0
ı '		21.1	19.7	7.9	14.5	1.3	2.6	5.3	10.5	0.0	7.9	19.7
' '	72 37.5	25.0	22.2	2.6	13.9	6.9	11.1	18.1	2.8	0.0	12.5	16.7
٠.		14.1	12.1	3.0	9.1	1.0	17.2	7.1	13.1	1.0	17.2	26.3
		16.3	18.8	2.5	12.5	2.5	13.8	10.0	16.3	0.0	13.8	20.0
		12.0	14.5	0.0	16.9	0.0	7.2	2.4	14.5	0.0	16.9	24.1
		13.3	18.1	1.2	12.0	0.0	12.0	2.4	13.3	0.0	34.9	14.5
	12 41.7	16.7	2.99	0.0	0.0	0.0	25.0	16.7	0.0	0.0	0.0	16.7
1-'		18.6	20.3	3.4		1.7	13.6	6.8	5.1	0.0	22.0	27.1
٦	68 11.8	13.2	8.8	2.9	5.9	1.5	20.6	10.3	13.2	2.9	16.2	19.1
٠.		13.5	11.5	2.1	7.3	1.0	18.8	6.3	11.5	1.0	19.8	26.0
H	12.	10.5	0.9	1.5		0.0	14.3	3.8	12.0	2.3	21.1	36.1
귀	102 8.8	12.7	7.8	0.0	4.9	0.0	11.8	2.9	8.8	1.0	36.3	23.5
. ,	9	6.1	12.1	0.0			9.1	0.0	21.2	0.0	48.5	12.1

## 〇あなたは以下の各項目について、1年間でいくら程度費用をかけていますか

20,000円~ 30,000円未

30,000円以

2.2

2.7

7.9

1.7

2.6

2.0

2.0

7.7

2.0

9.9

- 「スポーツ実施のための費用」「スポーツ観戦のための費用」において、「スポーツクラブの会 員・レッスン料」を除くすべての項目で、全く費用をかけない人の割合は、男性より女性のほ うが高い。
- スポーツ実施のための費用のうち、「スポーツ用品・スポーツウェアの購入」に費用をかけた 人は、全体の半数以上に上る。一方で施設使用料に費用をかけた人は全体で 2 割程度に満た ず、特に女性は1割程度にとどまっている。

スポーツ実施のための費用 スポーツ用品・ スポーツクラブの会員・ 施設使用料 交诵費・宿泊費 その他の費用 スポーツウェアの購入 全体 全体 全体 全体 男性 男性 をかけていな 45.6 52.8 77.5 69.6 82. 76.0 90.3 69. 84.7 ~2,000円未 96 9.1 10.2 3.6 2 5 4.8 3.7 3.7 3.7 8.5 11.1 5.4 9.1 4.5 2.000円~ 11.6 12.3 10.8 3.8 3.7 4.0 3.2 3.7 2.6 7.4 4.8 , 5,000円未満 5.000円~ 10,000円未 13.3 13.8 12.8 4.2 3.0 5.7 2.5 4.0 0.9 5.0 6.7 3.1 4.1 5.4 2.6 10,000円~ 15,000円未 7.4 9.6 4.8 2.8 2.7 2.8 0.8 1.5 0.0 3.3 4.4 2.0 1.7 0.9 15,000円~ 20,000円未 4.8 5.2 4.3 1.1 1.0 1.1 0.9 1.2 0.6 0.9 1.2 0.6 0.7 0.3

> 3.7 この1年間に1回以上運動・スポーツを実施したと回答した人のみを対象

0.3

0.8

1.2

0.3

2.0

2.5

(%)

この 1 年間に現地又はテレビ・インターネット等でスポーツを観戦したと回答した人のうち、 7割強は「入場券・サポーター組織の会費」に費用をかけていない。

0.8

1.5

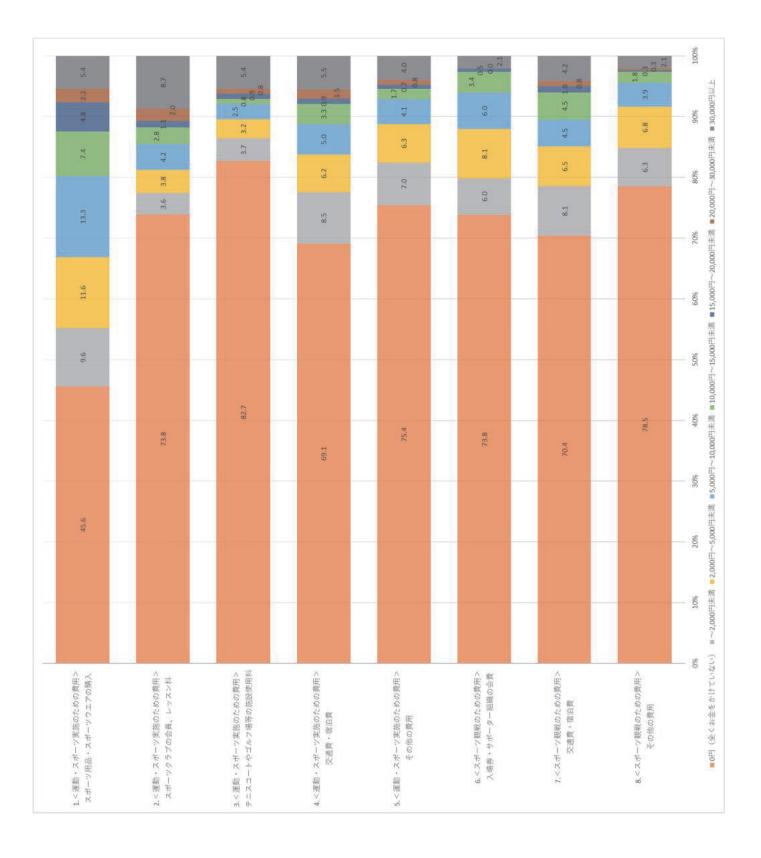
8.4

0.0

1.5

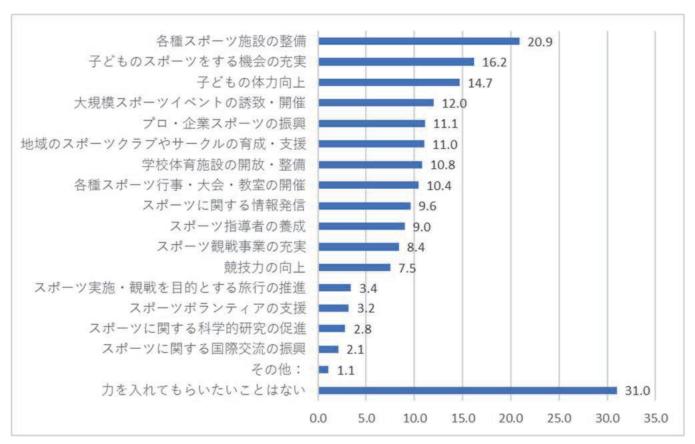
(%) スポーツ観戦のための費用 入場券・サポーター組織の会費 その他の費用 交通費・宿泊費 性別 全体 全体 全体 男性 女性 男性 女性 男性 女性 0円(全くお金 をかけていな 73.8 71.8 76.8 70.4 68.3 73.5 78.5 77.5 80.0 (I) ~2,000円未 7.9 3.2 9.3 6.5 7.5 4.5 6.0 8.1 6.3 2.000円~ 9.3 6.5 7.9 7.1 8.1 6.5 4.5 6.8 6.6 5,000円未満 5,000円~ 10,000円未 6.0 5.3 7.1 4.5 4.0 5.2 3.9 4.0 3.9 10.000円~ 15,000円未 3.4 2.6 4.5 4.5 4.4 4.5 1.8 1.3 2.6 15,000円~ 20,000円未 0.5 0.4 1.0 0.9 0.3 0.6 20.000円~ 30,000円未 0.0 0.0 0.0 0.8 0.4 1.3 0.3 0.4 0.0 30,000円以 2.1 2.6 1.3 4.2 4.8 3.2 2.1 2.6 1.3

この1年間に1回以上スポーツを観戦したと回答した人のみを対象



## ○運動・スポーツ振興のため、石川県に力を入れてもらいたいこと(複数回答)

- 要望があるとした回答では、「各種スポーツ施設の整備(20.9%)」「子どものスポーツをする 機会の充実(16.2%)」「子どもの体力向上(14.7%)」の順に割合が高い
- 性別にみると、「子どものスポーツをする機会の充実」と「子どもの体力向上」は女性(20~40代)で割合が高く、「競技力の向上」「プロ・企業スポーツの振興」「スポーツ観戦事業の充実」は男性の割合が高くなっている
- 年代別にみると、50 代以上で「各種スポーツ施設の整備」を要望する人の割合が高くなっている
- 「力を入れてもらいたいことはない」と回答した人の割合は31.0%
- 「この 1 年間に運動・スポーツは実施しなかった」人の 51.9%が「力を入れてもらいたいことはない」と回答



(%)

							1	1.1	2.0	0.2	6.3	1.5	0.7	1.5	0.9	0.0	1.7	25.0	2.6	0.0	3.0	2.5	0.0	2.4	0.0	0.0	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0
4 6 套	<u> </u>																	, ,													
的研究スポー				ф	1/0	柔	1	2.8	4.0	1.6	0.0	5.9	5.7	1.5	1.4	2.2	1.7	0.0	10.5	8.3	1.0	1.3	3.6	1.2	0.0	0.0	2.9	2.1	1.5	1.0	3.0
目的とスポー									4.2	2.6	18.8	3.0	5.7	3.6	3.8	1.6	6.0	0.0	2.6	9.7	4.0	6.3	2.4	1.2	25.0	3.4	1.5	3.1	2.3	1.0	0.0
交流 6 スポー			<b>E</b>	to.	1/0	H	磁	2.1	1.4	2.8	0.0	3.7	1.4	2.1	2.3	2.2	0.9	0.0	3.9	1.4	0.0	3.8	0.0	0.0	0.0	3.4	1.5	4.2	1.5	3.9	3.0
の女裸スポー		*	ī	ハ	ŀ	7	7	3.2	3.4	3.0	0.0	0.7	3.6	3.6	4.2	3.2	3.4	0.0	1.3	2.8	3.0	3.8	4.8	4.8	0.0	0.0	4.4	4.2	4.5	2.0	0.0
<b>実</b> スポー	- >	観	鯸	#	詸	6	充	8.4	11.9	5.0	12.5	8.9	10.0	7.7	10.3	4.9	8.6	0.0	11.8	15.3	10.1	17.5	7.2	10.8	16.7	5.1	4.4	5.2	0.9	2.9	3.0
瀬町。	- - (4)	₩	K	*	_	3	0	11.1	16.3	0.9	6.3	12.6	17.1	12.8	10.3	9.5	4.3	0.0	17.1	29.2	20.2	15.0	14.5	3.6	8.3	6.8	4.4	5.2	7.5	4.9	6.1
トの 添大 現 垣					7	٧	ハ	12.0	13.1	10.9	31.3	13.3	10.0	13.3	12.2	12.4	6.9	20.0	15.8	6.9	16.2	13.8	15.7	7.2	25.0	10.2	13.2	10.4	11.3	8.6	6.1
を輝っ	√ *∈	_	s)	異	弘	6	黎	20.9	20.1	21.7	18.8	15.6	15.0	16.4	29.6	21.6	25.0	25.0	18.4	18.1										25.	21.
整 備学 校 体	£ (mr	娼		6	æ	放	•	10.8	13.9	7.8	12.5	11.9	15.0	6.7	7.0	9.5	15.5	0.0	13.2	15.3	14.1	8.8	13.3	19.3	16.7	10.2	14.7	5.2	0.9	5.9	6.1
発 信 ス ポ ー	- >	IJ	黙	to.	1/0	恒	華	9.6	9.5	9.7	6.3	11.1	6.3	7.2	11.3	7.6	12.9	25.0	11.8	8.3	4.0	16.3	0.9	10.8	0.0	10.2	10.3	10.4	8.3	8.8	18.2
スポー	- >	架	讏	神	6	撇	戏	0.6	8.9	9.1	12.5	8.1	7.1	5.1	12.2	10.3	10.3	25.0	7.9	6.9	3.0	11.3	12.0	12.0	8.3	8.5	7.4	7.3	12.8	8.8	6.1
競技力	3 6	佢	4	•	•••••	•••••		7.5	11.1	4.0	6.3	11.1	6.6	6.7	5.2	8.1	0.9	0.0	15.8	12.5	11.1	10.0	9.6	8.4	8.3	5.1	5.9	2.1	2.3	6.9	0.0
搬 セヤー 登 減 色	- ¢	+ 1	e -	南ッ	成ク	· IC	支ブ	11.0	9.3	12.7	18.8	8.1	11.4	8.2	6.6	13.5	15.5	0.0	7.9	9.7	7.1	6.3	12.0	13.3	25.0	8.5	13.2	9.4	12.0	14.7	21.2
子ども	9 6	*	₽ F	但	4			14.7	12.3	17.1	12.5	12.6	22.1	15.4	12.2	15.1	11.2	25.0	10.5	12.5	9.1	13.8	14.5	13.3	8.3	15.3	32.4	21.9	11.3	15.7	1.9
る機会子ども				_	2	各	₽	16.2	15.5	16.9	25.0	15.6	22.9	16.9	13.6	16.8	10.3	0.0	11.8	16.7	17.2	12.5	21.7	13.3	33.3	20.3	29.4	16.7	14.3	12.7	3.0
会庫で					#	•	К	10.4	8.9	11.9	12.5	5.2	8.6	8.7	14.6	9.5	15.5	0.0	2.6	6.9	7.1	13.8	0.9	16.9	16.7	8.5	10.3	10.4	15.0	11.8	12.1
							u	1000	497	203	16	135	140	195	213	185	116	4	26	72	66	80	83	83	12	29	89	96	133	102	33
									男性	女性	18~19歳	20代	30代	40代	50代	60代	70代	男性 18~19歳	男性 20代	男性 30代	男性 40代	男性 50代	男性 60代	男性 70代	女性 18~19歳	女性 20代	女性 30代	女性 40代	女性 50代	女性 60代	女件 70代
								全体	10-14					年代										11世代				1			

石川県スポーツ推進条例をここに公布する。

石川県スポーツ推進条例

(目的)

第一条 この条例は、スポーツが健康の保持増進、子どもの健全な育成、地域社会の活性化、産業の振興等に 資することに鑑み、スポーツの推進に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民、事業者及びスポーツ団 体の役割を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策 を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の心身の健全な発達及び活力ある地域社会の実現に寄与すること を目的とする。

(基本理念)

- 第二条 スポーツに関する施策は、次に掲げる事項を基本として推進されなければならない。
  - 一 スポーツを通じて県民の心身の健康及び体力の保持増進が図られるとともに、スポーツを行う者の安全 の確保に必要な配慮が行われること。
  - 二 全ての県民が生涯にわたってあらゆる機会とあらゆる場所において、その適性、関心等に応じて、自主 的かつ主体的にスポーツに親しむことができ、その価値及び意義を実感できること。
  - 三 スポーツを通じて、子ども(十八歳未満の者をいう。以下同じ。)の心身の成長の過程における体力及び 運動能力の向上が図られるとともに、社会性、規範意識、フェアプレーの精神等を養い、豊かな人間性を 育むものであること。
  - 四 障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じて必要な配 慮及び支援が行われること。
  - 五 県内に活動の拠点を置き、又は現に居住し、若しくは居住していたスポーツ選手(以下「県のスポーツ選手」という。)の育成、指導者の確保及び養成等によりスポーツに関する競技水準(以下「競技水準」という。)の向上が図られること。
  - 六 県民が身近にスポーツに親しむとともに、スポーツ活動(スポーツを行い、観覧し、県のスポーツ選手及び県内に活動の拠点を置くスポーツチームを応援し、並びにスポーツに対し幅広く支援を行うことをいう。以下同じ。)の充実が図られるよう、スポーツ施設(スポーツの設備を含む。以下同じ。)の整備その他の環境の整備が行われること。
  - 七 地域の特性を活かしたスポーツを通じて、県民がその居住する地域において、全ての世代の人々の交流が促進されるとともに、当該地域以外の地域との交流が促進されることにより、地域社会の活性化及び産業の振興が図られること。

八 スポーツ活動に参加する気運が醸成され、県民の一体感が高められること。

(県の責務)

- 第三条 県は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。
- 2 県は、市町及びスポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体(以下「スポーツ団体」という。)が行うスポーツの推進に関する取組並びに県民及び県内において事業活動を行う者(スポーツ団体を除く。以下「事業者」という。)が行うスポーツ活動に対し、助言、情報の提供その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

(県民及び事業者の役割)

第四条 県民及び事業者は、基本理念にのっとり、スポーツが持つ県民生活及び地域社会における意義についての理解を深め、スポーツの推進に自主的かつ主体的に取り組むよう努めるとともに、地域におけるスポーツの発展に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(スポーツ団体の役割)

第五条 スポーツ団体は、基本理念にのっとり、スポーツの推進に関する施策に理解を深め、スポーツの普及 及び競技水準の向上に主体的かつ積極的に取り組むよう努めるものとする。

(相互の連携)

第六条 県、県民、市町、スポーツ団体及び事業者は、スポーツの推進を図るため、相互の連携に努めるものとする。

(推進計画)

- 第七条 知事は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツ基本法(平成二十三年 法律第七十八号。以下「法」という。)第十条第一項に規定する地方スポーツ推進計画(以下この条において 「推進計画」という。)を策定するものとする。
- 2 推進計画は、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項を 定めるものとする。
- 3 知事は、推進計画を策定しようとするときは、県民の意見が適切に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前二項の規定は、推進計画の変更について準用する。
- 6 知事は、推進計画の実施状況を議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

(県民参加の促進)

- 第八条 県は、市町、スポーツ団体及び事業者と連携し、スポーツに対する県民の関心と理解を深め、年間を 通じて県民のスポーツ活動への参加を促進するよう努めるものとする。
- 2 県は、スポーツの推進を図るため、県民がスポーツ活動に参加する気運が醸成され、県民の一体感が高められるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 県は、県民のスポーツ活動への参加を促進するため、総合型地域スポーツクラブをはじめとする地域スポーツクラブ(地域において県民が自主的かつ主体的に運営するスポーツ団体をいう。)を育成し、及び支援するなど地域におけるスポーツ活動の推進に努めるとともに、法第二十四条に規定するスポーツ・レクリエーション活動を普及するなど県民が気軽にスポーツ活動を行う環境の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(健康の保持増進)

- 第九条 県は、県民のスポーツ活動を通じた健康の保持増進を推進するため、市町、スポーツ団体及び事業者と連携し、スポーツ活動に関する適切な情報の提供その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。 (生涯にわたるスポーツ活動の推進)
- 第十条 県は、全ての県民が、生涯にわたって、年齢、性別を問わず、体力、技術、興味、目的等に応じて、スポーツ活動に参加することができるよう、市町、スポーツ団体及び事業者と連携して、その機会の提供その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(女性のスポーツ活動の充実)

- 第十一条 県は、女性のスポーツ活動を推進するため、市町、スポーツ団体及び事業者と連携して、女性がスポーツ活動に参加しやすい環境の整備、スポーツ活動に参加する機会の提供その他必要な施策を講ずるよう 努めるものとする。
- 2 県は、女性のスポーツ選手の身体的特性に鑑み、医学的な知識が普及されるよう必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子どものスポーツ活動の充実)

第十二条 県は、子どものスポーツ活動を推進するため、学校、スポーツ団体、家庭及び地域住民と連携して、子どもがスポーツに参加しやすい環境の整備、スポーツ活動に参加する機会の提供その他必要な施策を 講ずるよう努めるものとする。

(学校におけるスポーツ活動の充実)

- 第十三条 県は、学校における体育、運動部活動等のスポーツ活動の推進を図るため、スポーツに関する教員 の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者の活用その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 2 県は、前項の施策を講ずるに当たっては、学校における体育、運動部活動等が全ての地域において等しく行われるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 3 県は、第一項の施策を講ずるに当たっては、学校の施設内における活動に加え、学校の施設以外の場所における活動においても事故防止その他安全の確保が図られるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(障害者のスポーツ活動の推進)

第十四条 県は、障害者のスポーツ活動を推進するため、市町、スポーツ団体及び事業者と連携して、その障害の種類及び程度に応じたスポーツ活動に参加する機会の提供、安全の確保その他の環境の整備並びに障害者のスポーツに関する普及啓発その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(競技水準の向上)

- 第十五条 県は、県のスポーツ選手がオリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会又は国民体育大会その他の全国的な規模のスポーツの競技会(以下「競技会」という。) において優秀な成績を収めることができるようにするため、県のスポーツ選手及びその指導者の計画的な育成、事業者が行うスポーツに対する支援その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 2 県は、次代を担うスポーツ選手の発掘及び育成を図るため、スポーツ団体及び学校と連携して、子どもの発達段階に応じた育成のための環境の整備その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 3 県は、スポーツ選手の心身の健康の保持、スポーツによる事故の防止その他安全の確保を図るため、医学、 生理学、心理学等のスポーツに関する諸科学の活用の促進、ドーピングの防止等必要な施策を講ずるよう努 めるものとする。

(人材の育成)

第十六条 県は、優秀な成績を収めた県のスポーツ選手及びその指導者等が、その有する能力を幅広く地域社会に生かし、並びに、その技術及び経験を県内のスポーツ選手に還元することにより、次代のスポーツ選手を育成する体制の構築に努めるものとする。

(施設の整備等)

第十七条 県は、県民のスポーツ活動の場の充実を図るため、市町と協力して、スポーツ施設の整備及びその 有効な活用について必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- 2 県は、前項の施策を講ずるに当たっては、安全の確保及び障害者等の利便性の向上に配慮するよう努めるとともに、必要に応じて、法第二条第六項に規定する国際競技大会の開催が可能なスポーツ施設の整備に努めるものとする。
- 3 県は、県が設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を県民のスポーツ活動の場として有効に活用することができるよう配慮するものとする。

(スポーツを通じた地域の活性化)

- 第十八条 県は、スポーツを通じて地域における交流人口の拡大を促進し、地域の活性化を図るため、地域の特性に応じた取組への支援、県のスポーツ選手等と県民との交流、スポーツイベントの開催、競技会及び合宿の誘致その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 2 県は、スポーツに関連する地域産業の振興など地域経済を活性化するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(顕彰)

第十九条 県は、スポーツで顕著な成果を収めた者及びスポーツの推進に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(財政上の措置)

第二十条 県は、スポーツに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に策定されている県のスポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画は、第七条第一項の規定により策定された推進計画とみなす。

平成二十三年法律第七十八号

スポーツ基本法

スポーツ振興法(昭和三十六年法律第百四十一号)の全部を改正する。

目次

前文

第一章 総則(第一条一第八条)

第二章 スポーツ基本計画等(第九条・第十条)

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等 (第十一条-第二十条)

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備(第二十一条一第二十四条)

第三節 競技水準の向上等(第二十五条-第二十九条)

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備(第三十条―第三十二条)

第五章 国の補助等(第三十三条-第三十五条)

附則

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵 (かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が育まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯 にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うこと ができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

- 2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体(スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。)、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。
- 3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の 交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。
- 4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。
- 5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ 必要な配慮をしつつ推進されなければならない。
- 6 スポーツは、我が国のスポーツ選手(プロスポーツの選手を含む。以下同じ。)が国際競技大会(オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。)又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準(以下「競技水準」という。)の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。
- 7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際 平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。
- 8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

### (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(スポーツ団体の努力)

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。
- 3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

(国民の参加及び支援の促進)

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置 を講じなければならない。

第二章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画(以下「スポーツ基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等 (国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。以下同じ。)で政令で定める ものの意見を聴かなければならない。
- 3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。 (地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(以下「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長)は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画(以下「地方スポーツ推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

(指導者等の養成等)

第十一条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材(以下「指導者等」という。)の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会(以下「研究集会等」という。)の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ施設の整備等)

第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水 準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設(スポーツの設備を含む。以下同じ。)の整備、利用者の需要 に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努め なければならない。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

(学校施設の利用)

第十三条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校並びに国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。)及び地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。)が設置する幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。)の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ事故の防止等)

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識(スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。)の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決)

第十五条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに関する科学的研究の推進等)

第十六条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際的及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。 この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等の間の連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。 2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査 研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

(学校における体育の充実)

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ産業の事業者との連携等)

第十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

(顕彰)

第二十条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体(以下「地域スポーツクラブ」という。)が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ行事の実施及び奨励)

第二十二条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

(スポーツの日の行事)

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)第二条に規定するスポーツの日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその

生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

第二十四条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動(以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。)を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第三節 競技水準の向上等

(優秀なスポーツ選手の育成等)

第二十五条 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会)

第二十六条 国民体育大会は、公益財団法人日本スポーツ協会(昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

- 2 全国障害者スポーツ大会は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会(昭和四十年五月二十四日に財団法 人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)、国及び開催地の都道府県が 共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技 をするものとする。
- 3 国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本スポーツ協会又は公益財団法人日本障がい者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

(国際競技大会の招致又は開催の支援等)

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会(平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。)、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

(企業、大学等によるスポーツへの支援)

第二十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

(ドーピング防止活動の推進)

第二十九条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。)と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

(スポーツ推進会議)

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査 審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関(以下「スポーツ推進審議会等」 という。)を置くことができる。

(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会(特定地方公共団体にあっては、その長)は、当該市町村におけるスポーツ の推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項 に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

- 2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則(特定地方公共団体にあっては、地方公共団体の規則)の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。
- 3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

第五章 国の補助等

(国の補助)

第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

- 一 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であって、これらの開催地の都道 府県において要するもの
- 二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であって特に必要と認められるもの
- 2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。
- 3 国は、スポーツ団体であってその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められる ものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができ る。

(地方公共団体の補助)

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費 について、その一部を補助することができる。

(審議会等への諮問等)

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体(社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第十条に規定する社会教育関係団体をいう。)であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあっては教育委員会(特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)に係る補助金の交付については、その長)がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 (スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討)

第二条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(スポーツの振興に関する計画に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第四条の規定により策定されている同条第一項に規定するスポーツの振興に関する基本的計画又は同条第三項に規定するスポーツの振興に関する計画は、それぞれ改正後のスポーツ基本法第九条又は第十条の規定により策定されたスポーツ基本計画又は地方スポーツ推進計画とみなす。

(スポーツ推進委員に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第十九条第一項の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第三十二条第一項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。

附 則 (平成二四年八月二二日法律第六七号) 抄

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に 定める日から施行する。

一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日

附 則 (平成二六年六月二〇日法律第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

(政令への委任)

第二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年五月二〇日法律第四七号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年六月二〇日法律第五六号) 抄 (施行期日)

1 この法律は、平成三十五年一月一日から施行する。ただし、第二十六条第一項の改正規定(「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める部分を除く。)、同条第二項の改正規定及び同条第三項の改正規定(「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める部分を除く。)並びに第二十七条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年六月二〇日法律第五七号) 抄 (施行期日)

1 この法律は、平成三十二年一月一日から施行する。

# 第2期スポーツ基本計画

# 概 要

# 第1章 第2期スポーツ基本計画の策定に当たって

スポーツ基本法に基づく第2期スポーツ基本計画は、平成29 $\sim$ 33年度の5年間における、スポーツ立国の実現を目指す上での重要な指針。

スポーツ審議会において審議を行い、<u>平成29年3月1日に答申をとりまとめ</u>。この答申を踏まえ、第2期スポーツ基本計画を策定。

第2期計画では,第2章で計画の理念を「スポーツの価値」として具体化。

第3章で施策体系を大括り化し(4つの政策目標),数値目標を8から20に増加。

# 第2章 中長期的なスポーツ政策の基本方針

~スポーツが変える。未来を創る。 Enjoy Sports, Enjoy Life ~

スポーツの「楽しさ」「喜び」こそがスポーツの価値の中核であり、全て の人々が自発的にスポーツに取り組み自己実現を図り、スポーツの力で輝く ことにより、前向きで活力ある社会と、絆の強い世界を創る。

## 1 スポーツで「人生」が変わる!

スポーツを「する」ことで、スポーツの価値が最大限享受できる。

スポーツを<u>「する」「みる」「ささえる」</u>ことでみんながその価値を享受できる。 スポーツを生活の一部とすることで、<u>人生を楽しく健康で生き生き</u>としたものに できる。

# 2 スポーツで「社会」を変える!

スポーツの<u>価値を共有し人々の意識や行動が変わる</u>ことで、社会の発展に寄与できる。

スポーツは共生社会や健康長寿社会の実現、経済・地域の活性化に貢献できる。

#### 3 スポーツで「世界」とつながる!

スポーツは「<u>多様性を尊重する世界</u>」「<u>持続可能で逆境に強い世界</u>」「<u>クリーン</u> でフェアな世界」の実現に貢献できる。

## 4 スポーツで「未来」を創る!

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を好機として、スポーツで人々がつながる国民運動を展開し、オリンピックムーブメントやパラリンピックムーブメントを推進。

本計画期間においては, $\underline{ 「スポーツ参画人口」を拡大</u>し,スポーツ界が<u>他分野と</u>の連携・協働を進め,<math>\underline{ 「一億総スポーツ社会」を実現する。$ 

## 第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

<u>1 スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、</u>

## そのための人材育成・場の充実

#### 【政策目標】

ライフステージに応じたスポーツ活動の推進とその環境整備を行う。その結果として,成人のスポーツ実施率を週1回以上が65%程度(障害者は40%程度),週3回以上が30%程度(障害者は20%程度)となることを目指す。

※スポーツ実施率: 週1以上が42.5 (障害者19.2)%, 週3以上が19.7 (障害者9.3)%

## (1)スポーツ参画人口の拡大

- ① 若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進
  - ・スポーツの楽しみ方等を示す「ガイドライン」の策定・普及
  - ・新たなスポーツや高齢者が取り組める「スポーツプログラム」の策定・普及
- ② 学校体育をはじめ子供のスポーツ機会の充実による運動習慣の確保と体力の向上

(スポーツをする時間を持ちたいと思う中学生を増加(58.7%→80%), スポーツが嫌い・やや嫌いである中学生を半減(16.4%→8%), 子供の体力を昭和60年頃の水準に)

- ・学習指導要領の改訂や全国的な体力調査等を通じた体育・保健体育の授業等の改善
- ・教員の研修、施設の整備等を通じた武道の指導の充実
- ・運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定
- ・学校体育活動中の重大事故を限りなくゼロにするという認識の下での事故防止の取 組の推進
- ③ ビジネスパーソン,女性,障害者のスポーツ実施率の向上と,これまでスポーツ に関わってこなかった人へのはたらきかけ

(成人のスポーツ未実施者の数がゼロに近づくことを目指す)

- ・ビジネスパーソンのスポーツ習慣づくりと民間事業者における「健康経営」の促進
- ・女性がスポーツに参画しやすい環境整備,障害者スポーツの裾野拡大に向けた取組 の推進
- ・スポーツと食, エンターテインメント等他分野との融合や I Tの活用による魅力向上

#### (2)スポーツ環境の基盤となる「人材」と「場」の充実

- ① スポーツに関わる多様な人材の育成と活躍の場の確保
  - ・スポーツに関わる人材の数や属性の特徴などの全体像の明確化
  - ・アスリートの雇用促進や地域での指導機会の拡大等によるキャリア形成の支援
  - ・指導者養成のモデル・コア・カリキュラムの大学等への普及
  - ・専門スタッフ、審判員、ボランティア等の育成・確保
- ② 総合型地域スポーツクラブの質的充実
  - ・総合型クラブの登録・認証等の制度と中間支援組織の整備(47都道府県)

- ・PDCAサイクルにより運営の改善等を図る総合型クラブの増加(37.9%→70%)
- ・地域課題解決に向けた取組を行う総合型クラブの増加(18.4%→25%)
- ③ スポーツ施設やオープンスペース等のスポーツに親しむ場の確保
  - ・ストックの適正化に関するガイドラインの活用促進
  - ・学校体育施設の開放の在り方に関する手引きを策定し施設を有効活用
  - ・キャッチボール等が気軽にできる場としてオープンスペース等の有効活用の促進
- ④ 大学スポーツの振興
  - ・大学においてスポーツ分野を統括する部局の設置促進,アドミニストレーターの配置促進 (100 大学)
  - ・大学横断的・競技横断的統括組織(日本版NCAA)の創設を支援

## <u>2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現</u>

#### 【政策目標】

社会の課題解決にスポーツを通じたアプローチが有効であることを踏まえ、スポーツを通じた共生社会等の実現、経済・地域の活性化、国際貢献に 積極的に取り組む。

## (1)スポーツを通じた共生社会等の実現

① 障害者スポーツの振興等

(障害者の週1回のスポーツ実施率:成人19.2%→40%, 7~19歳31.5%→50%)

- ・地方公共団体等において障害者スポーツを総合的に振興する体制の整備
- ・障害のある人とない人が一緒に親しめるスポーツ・レクリエーションの推進
- ・スポーツ施設のバリアフリー化、不当な差別的取扱いの防止による利用促進
- ・全ての特別支援学校が地域の障害スポーツの拠点となることの支援
- 総合型クラブへの障害者の参加促進(40%→50%)
- ・障害者スポーツ指導者の養成の拡充(2.2万人→3万人)
- ・活動する場がない障害者スポーツ指導者を半減(13.7%→7%)
- ・障害者スポーツの理解促進により、直接観戦経験者を増加(4.7%→20%)
- ・全ての学校種の教員に対する理解促進,学校における障害児のスポーツ環境の 充実
- ② スポーツを通じた健康増進
  - ・スポーツによる健康寿命の延伸の効果について、エビデンスの収集・整理・情報発信
  - ・効果的な「スポーツプログラム」や「ガイドライン」の策定・普及
  - ・スポーツ事故等の情報収集、安全確保に向けた方策のとりまとめ、普及・啓発
  - ・被災地でのスポーツによる身体的・精神的支援
- ③ スポーツを通じた女性の活躍促進
  - ・女子生徒の運動習慣の二極化を含め女性特有の課題の整理
  - ・女性指導者増加に取り組むとともに、スポーツ団体における女性登用を促進
  - ・女性トップアスリートについて女性特有の課題に対応した医・科学支援の実施

#### (2)スポーツを通じた経済・地域の活性化

① スポーツの成長産業化

(スポーツ市場規模 5.5 兆円を 2020 年に 10 兆円、2025 年に 15 兆円へ拡大)

- ・スポーツの成長産業化、地域活性化の基盤としてのスタジアム・アリーナの実現
- ・各種スポーツ団体等と連携した新たなビジネスモデルの開発支援
- ・スポーツ経営人材の育成・活用,スポーツ団体におけるビジネス手法,ITの活用
- ② スポーツを通じた地域活性化
  - ・スポーツツーリズムの推進(スポーツ目的の訪日外国人数を 138 万人→250 万人,スポーツツーリズム関連消費額を 2,204 億円→3,800 億円)
  - ・地域スポーツコミッションの設置促進( $56\rightarrow 170$ ),地域コミュニティの維持・再生
  - ・オリンピック・パラリンピック教育やホストタウンの推進

## (3)スポーツを通じた国際社会の調和ある発展

- ・国際競技団体等における役員数の増加(25 人→35 人)や政府間会合への積極的な 参加等を通じて国際スポーツ界の意思決定に参画
- ・スポーツ・フォー・トゥモローによりスポーツの価値を 100 カ国以上 1,000 万人以上に広げる
- ・諸外国におけるスポーツ情報を戦略的に収集・分析,スポーツ団体等における国際 業務の体制強化
- ・ラグビーワールドカップ2019及び2020年東京大会について、政府の基本方針に基づき円滑な開催を支援、ワールドマスターズゲームズ2021関西等に協力

#### 3 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備

#### 【政策目標】

国際競技大会等において優れた成績を挙げる競技数が増加するよう,各中央競技団体が行う競技力強化を支援する。

日本オリンピック委員会(JOC)及び日本パラリンピック委員会(JPC)の設定したメダル獲得目標を踏まえつつ、我が国のトップアスリートが、オリンピック・パラリンピックにおいて過去最高の金メダル数を獲得する等優秀な成績を収めることができるよう支援する。

- ① 中長期の強化戦略に基づく競技力強化を支援するシステムの確立
  - ・中央競技団体は中長期の強化戦略を実践し、JSC、JOC及びJPCは中央競技 団体の強化戦略を多面的に支援。国は、ここで得た知見をターゲットスポーツの指 定に活用
  - ・ナショナルコーチやサポートスタッフの配置と資質向上,世界トップレベルの コーチの育成
- ② 次世代アスリートを発掘・育成する戦略的な体制等の構築
  - ・地域ネットワークを活用したアスリートの発掘や種目転向の支援
  - ・将来メダルの獲得可能性のある競技やアスリートをターゲットとした集中的な強化

- ・国民体育大会にオリンピック競技種目の導入を促進
- ③ スポーツ医・科学、技術開発、情報等による多面的で高度な支援の充実
  - ・ナショナルトレーニングセンターや国立スポーツ科学センターを包含する「ハイパフォーマンスセンター」の機能強化
  - ・トップアスリートに対してスポーツ医・科学、情報等を活用し多方面から支援
- ④ トップアスリート等のニーズに対応できる拠点の充実
  - ・ナショナルトレーニングセンター中核拠点の拡充棟を2020年の約1年前までに整備し、オリンピック競技とパラリンピック競技の共同利用化を実現
  - ・ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点の活用

## 4 クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上

#### 【政策目標】

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、クリーンでフェアなスポーツ(スポーツ・インテグリティ)の推進に一体的に取り組むことを通じて、スポーツの価値の一層の向上を目指す。

- ① コンプライアンスの徹底,スポーツ団体のガバナンスの強化及びスポーツ仲裁等 の推進
  - ・全てのアスリート等が主体的に取り組むことができる教育研修の推進
  - ・スポーツ団体の組織運営をモニタリング・評価し、必要な助言・支援を実施
  - ・スポーツ仲裁自動応諾条項の採択等により、全てのスポーツ団体におけるスポーツ に関する紛争解決の仕組みの整備を促進
- ② ドーピング防止活動の推進
  - ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けてドーピング検査 員の育成をはじめ必要な体制の整備
  - ・ドーピング防止活動に係る情報を共有できる仕組みの構築
  - ・アスリートやサポートスタッフ, 医師や薬剤師等に対する教育と, 国際的なドーピング防止活動への貢献

# 第4章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

計画の<u>広報活動</u>の推進。SNSをはじめ<u>多様なメディアを活用し国民に直接発信</u>。 大きな潜在力にふさわしいスポーツ関連予算の更なる強化はスポーツ関係者の総 意。併せて,<u>予算の効率的・効果的な活用</u>と,スポーツ団体等における<u>公的資金の</u> 適正使用を徹底。

スポーツ振興投票制度(toto)等を活用,スポーツに対する<u>寄附や投資を活性化</u>。 計画の進捗状況をスポーツ審議会等において定期的に検証。検証プロセスを公開 し、検証結果を次期スポーツ基本計画の策定における改善に反映。

# 石川県スポーツ推進計画 2021

計画期間:令和3~7年

策 定 令和3年3月 発 行 令和3年3月

発行者 石川県県民文化スポーツスポーツ振興課

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

TEL 076-225-1392

FAX 076-225-1388

E-mail i-sports@pref.ishikawa.lg.jp

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/sports/index.html